

第6次塩谷町振興計画後期基本計画

第3次塩谷町地方創生総合戦略



令和8年3月
塩谷町

ごあいさつ

塩谷町は、町のシンボルである高原山や全国名水百選に認定されている尚仁沢湧水をはじめとした豊かな自然と、先人たちが切り拓いてくれた森林や田畑などの地域資源に恵まれた町です。

しかし、少子高齢化による人口減少や労働力・地域の担い手不足、気候変動によるリスクの高まり、急速なデジタル化の進展など、私たちを取り巻く社会経済・環境は今、大きな変化の中にあります。

こうした状況において、塩谷町では令和12年度までを目標年度とした、10年間の行政運営の基本計画として「第6次塩谷町振興計画」を策定しました。「人づくり」「暮らしづくり」「地域づくり」を基本理念として、令和3年度より町民の皆様が楽しくかつ安全安心して暮らせるまちづくりを進めてまいり、前期5年が経過しようとしています。

今後の後期5年間においては、前期5年間における政策を継承しつつ、地域の魅力向上や超高齢社会・デジタル社会への対応など、町を取り巻く社会変容にも対応した政策の方向性を示す「第6次塩谷町振興計画後期基本計画」を新たに策定しました。本計画では、基本構想で掲げているまちの将来像である「豊かな自然に生まれ人と人とがつながり安全安心に暮らせる塩谷町」の実現に向け、6つの政策を積極的に推進することとしております。

また、町の重要課題の一つであります人口減少対策のため、「第3次塩谷町地方創生総合戦略」を併せて策定いたしました。第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略に引き続き、『「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちづくり』を基本目標として、基本計画と相互に連携を図りながら、人口減少や少子高齢化の克服に取り組んで参ります。

結びになりますが、両計画の策定にあたり、様々な見地からご指導をいただきました「塩谷町地方創生総合戦略策定委員会」の委員の皆様、アンケート及びパブリックコメントにより貴重なご意見をお寄せくださいました町民の皆様にご心からお礼を申し上げますとともに、今後とも、両計画の推進に対し、ご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和8年3月

塩谷町長 見形 和久

目次

< 第 6 次塩谷町振興計画後期基本計画 >

塩谷町の将来の姿.....	2
1 まちづくりの基本理念.....	2
2 まちの将来像.....	2
3 計画の構成と期間.....	3
4 施策の大綱.....	4
政策 1 将来を担う人の育成と活力ある地域コミュニティの形成.....	4
政策 2 みんなで取り組む健康の増進と誰もが安心できる福祉の充実.....	5
政策 3 豊かな自然の保全と快適な生活環境の整備.....	5
政策 4 活力ある産業の振興と就労機会の創出.....	6
政策 5 持続可能な行財政運営とデジタル社会への対応.....	7
政策 6 「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちづくりの推進.....	7
主要プロジェクト.....	8
1 「住みたい」「住み続けたい」まちづくり.....	8
2 しおや健康づくり町民運動.....	8
3 上水道施設改良事業.....	8
4 後継者育成支援事業.....	8
5 公共施設の再配置.....	8
6 義務教育学校再編事業.....	9
7 持続可能な地域医療体制の確保.....	9
基本計画.....	10
政策 1 将来を担う人の育成と活力ある地域コミュニティの形成.....	10
政策 2 みんなで取り組む健康の増進と誰もが安心できる福祉の充実.....	24
政策 3 豊かな自然の保全と快適な生活環境の整備.....	34
政策 4 活力ある産業の振興と就労機会の創出.....	52
政策 5 持続可能な行財政運営とデジタル社会への対応.....	61
政策 6 「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちづくりの推進.....	67

< 第 3 次塩谷町地方創生総合戦略 >

総合戦略策定にあたって.....	70
1 総合戦略策定の趣旨.....	70
2 「第 3 次塩谷町地方創生総合戦略」の位置づけ.....	70
3 計画期間.....	70
見直しのポイント.....	71
1 人口の動向・将来人口の見通し.....	71
2 第 2 次総合戦略の検証.....	73
3 新たな国の動き・視点等.....	74
基本目標とターゲット.....	77
ターゲット別の事業展開.....	78
ターゲット① 起業したいひと、新たに農林業に就きたいひと.....	78
ターゲット② 地域に関わるひと.....	80
ターゲット③ 子育てをしたいひと、こども・子育て中のひと.....	82
ターゲット④ 町内に住みたいひと.....	84
進捗管理.....	86

< 資料編 >

各種アンケート調査結果.....	1
1 調査目的.....	1
2 調査対象.....	1
3 調査方法.....	1
4 調査期間.....	1
5 調査結果.....	2
政策評価.....	2
住み心地.....	3
居住地選択の理由.....	5
転居の実態.....	6
Uターン意向.....	7
町への満足度.....	8
定住意向.....	8
郷土愛.....	9

第 6 次塩谷町振興計画後期基本計画

塩谷町の将来の姿

1 まちづくりの基本理念

塩谷町のまちづくりを進めていく上で大切な考え方となる“基本理念”について、これまでのまちづくりの実績や課題を踏まえ、今後の社会情勢等を見極めながら、以下のとおり設定します。

① 人づくり：人がつながるまちづくり

町民一人ひとりがまちづくりの主役となり、町外の方ともつながりを持ち、みんなで協力し合うまちづくりを目指します。

② 暮らしづくり：誰もが安心して暮らせるまちづくり

こどもから高齢者まで、誰もが安全安心かつ快適に楽しく、そしていつまでも暮らせるまちづくりを目指します。

③ 地域づくり：地域ににぎわいのあるまちづくり

役場新庁舎を中心とした、コミュニティが活性化し、産業が盛んな、にぎわいのあるまちづくりを目指します。

2 まちの将来像

“まちづくりの基本理念”を踏まえつつ、これまで掲げてきた塩谷町の目指す10年後の将来像を今後も継承し、暮らしやすく安全安心なまちづくりを進めていきます。

**豊かな自然に育まれ 人と人とが繋がり
安全安心に暮らせる 塩谷町**

3 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3部から構成され、それぞれの役割、期間は以下のとおりです。

○ 基本構想

これからの塩谷町の将来像とその実現のための施策の大綱を示し、長期的な施策展開の方向を明らかにするもので、計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間です。

計画期間：10年間（令和3年度から令和12年度）

○ 基本計画

基本構想で定めた施策の大綱に基づき、その実現のために計画期間内に実施する施策や事業の内容を明らかにするものです。

なお、基本計画は前期計画と後期計画に分かれ、時代の流れや施策の進捗状況等に応じて、町行政の総合的な管理及び運営を行います。

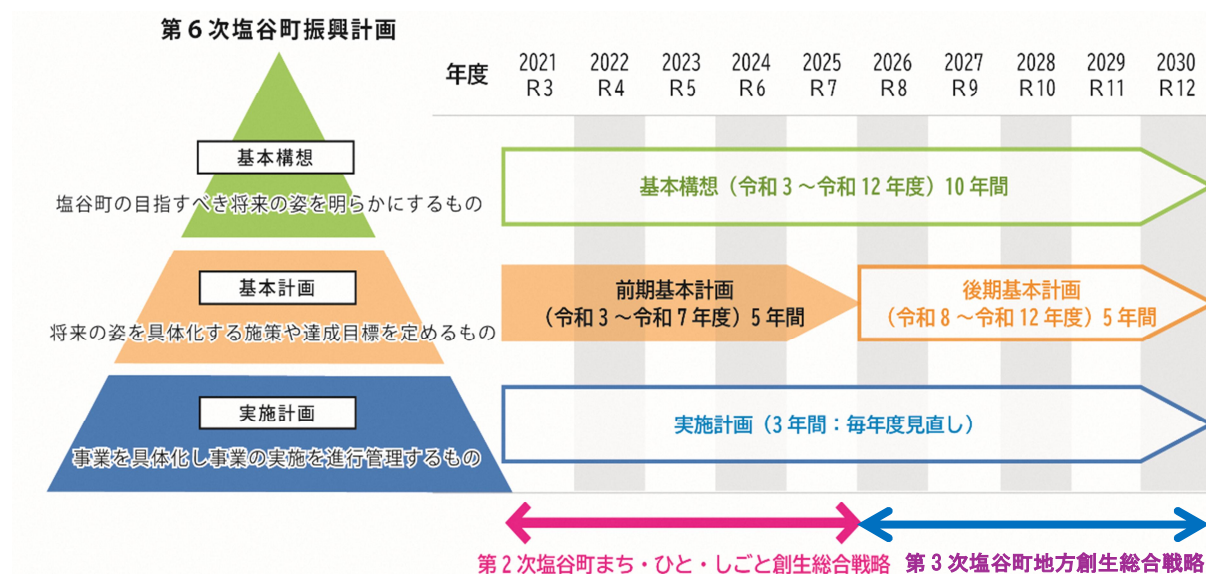
計画期間：前期5年間（令和3年度から令和7年度）

後期5年間（令和8年度から令和12年度）

○ 実施計画

基本計画の施策や事業を更に具体化し、事業の実施を適切に進行管理するものであり、毎年度、ローリング方式により見直しをするとともに予算編成の指針とします。

計画期間：3年間（毎年度、ローリング方式により見直し）



4 施策の大綱

“まちづくりの基本理念”や“まちの将来像”の実現に向けた施策の大綱（基本目標となる政策とそれに基づく施策）を次のように定めます。

政策1 将来を担う人の育成と活力ある地域コミュニティの形成

心豊かな人間性を持ち町の将来を担う人の育成と、活発な地域コミュニティの形成を目指した施策を実施します。

施策1 教育推進体制の充実

- ▶ 少子化や教育の情報化の推進の動きを踏まえつつ、新しい時代を担うこども達が、元気で健やかに成長できるよう、教育推進体制を充実します。

施策2 教育環境の充実

- ▶ 居心地のいい学校環境や、学年を超えた交流、地域住民との交流がこれまで以上に広がる空間を整備していくことで、塩谷町で子育てがしたくなるような教育環境を充実させます。

施策3 生涯学習環境の充実

- ▶ 町民が、「いつでも」「どこでも」「だれもが」いきいきと学び活躍することができる、生涯学習環境を充実します。

施策4 芸術・文化活動の推進

- ▶ 豊かな人生を過ごすため、芸術・文化活動を促進するとともに、後世へ貴重な文化財・伝統芸能を伝えるため、文化財・伝統芸能の保護・活用をします。

施策5 スポーツ・レクリエーションの普及推進

- ▶ 町民一人ひとりがそれぞれの体力、年齢、技術、興味、目的に合わせて「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツが楽しめる環境づくりを行います。
- ▶ 町民がスポーツに身近に親しみ、交流を深める環境づくりの契機として、ウォーキングのまちづくりを推進します。

施策6 人間性豊かな人づくりの推進

- ▶ 町内外の方々とのつながりによる人間性豊かな人材育成や、地域を活性化するための新たな人材の発掘・育成に努めます。

施策7 町民と協働した地域づくりの推進

- ▶ 町民が自発的に地域活動に取り組むことにより地域の連帯意識が生まれるよう、地域コミュニティの活性化を支援します。

政策2 みんなで取り組む健康の増進と誰もが安心できる福祉の充実

自ら楽しみながら健康づくりに取り組み、誰もがいつまでも安心して暮らせる福祉サービスを提供するための施策を実施します。

施策1 健康づくりの推進

- ▶ あらゆる世代の誰もが健康で過ごせるよう、町民一人ひとりの健康づくりに対する支援や医療保険制度の適正な運用に努めるとともに、持続可能な医療体制を推進します。

施策2 子育て支援の充実

- ▶ 次代を担う子ども達が健やかに成長できるよう、地域の社会資源を有効に活かし、こども・子育て家庭を地域全体で支援する体制を推進します。

施策3 地域福祉体制の充実

- ▶ こどもから高齢者まで、共に支え合うあたたかな地域づくりを目指し、地域における支援体制の強化や多様な地域福祉活動の展開を図るなど、地域福祉体制を充実します。

施策4 高齢者福祉の充実

- ▶ 高齢者が住み慣れた地域で、穏やかに安心して住み続けられるよう、生き生きとした暮らしを支援するとともに、介護予防・生活支援サービスを充実させ、支え合うあたたかな地域づくりを目指します。
- ▶ 多様性の時代に沿った一人ひとりが暮らしやすい生活環境の整備に努めていきます。

施策5 障がい者福祉の充実

- ▶ 誰もが相互の人格と個性を尊重し、障がいを持つ人が暮らしやすいと感じる社会形成を目標に、一人ひとりが輝き、支え合う、共生社会の実現に向けた支援体制を充実します。

政策3 豊かな自然の保全と快適な生活環境の整備

塩谷町の豊かな自然に囲まれながら、こどもから高齢者まで快適な暮らしを送れるための施策を実施します。

施策1 自然環境保全の推進

- ▶ 豊かな自然資源を将来にわたって持続するため、緑化活動や森林整備、荒廃森林の再生、人材の育成など、環境の保全に関する具体的な取組を官民一体となり構築し、自然環境の維持・保全を推進します。

施策2 生活環境保全の推進

- ▶ 暮らしやすい生活環境を整えるため、計画的な土地利用や都市施設の整備を行うとともに、循環型社会の構築に向けた環境保全の取組を推進します。

施策3 快適な住環境の整備

- ▶ より多くの定住や移住を促進するため、本町における暮らしの魅力や居住ニーズに応じた、快適な住環境の整備を行います。
- ▶ 低所得者・住宅困窮者のための町営住宅の維持管理や、空き家の有効活用策を検討します。

施策4 安全な道路の整備

- ▶ 町内の移動や隣接市町等との交流・連携を高めるため、安全で快適な交通環境を有する道路の整備を行います。

施策5 便利な公共交通網の整備

- ▶ 誰もが安心して日常生活を送ることができる持続可能な公共交通網を確保します。

施策6 安定した水道運営

- ▶ 『将来へつなげる安全・安心な水道水の安定供給』を行うため、老朽化の進んだ施設の統廃合、管路の更新を計画的に進め、将来にわたり水道事業を維持・継続します。

施策7 消防・防災体制の強化

- ▶ 地震や風水害などの緊急事態が起きても、迅速に対応できるよう、日頃から予防活動や災害時の情報伝達システムの整備を図るなど、消防・防災体制を強化します。

施策8 地域安全の推進

- ▶ 安全安心のまちづくりを目指し、防犯思想の普及や地域ぐるみで行う防犯活動などにより、犯罪ゼロ社会を実現します。
- ▶ 交通事故のない安全な地域を目指し、交通マナーに関する啓発活動や交通安全運動などを通して、交通安全を推進します。

施策9 地球温暖化対策への取組の推進

- ▶ 町民・事業者・町がともに脱炭素への意識を高め、一体となって省エネルギーの積極的な推進や再生可能エネルギーの利活用に取り組み、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します。

政策4 活力ある産業の振興と就労機会の創出

塩谷町の豊かな自然資源を活用した農林業や商工業の振興や、新たな雇用の場の創出を目指した施策を実施します。

施策1 農林業の振興

- ▶ 豊かな森林資源や中山間地域の環境を守り、活用しながら、活力ある林業・木材産業を振興します。
- ▶ 農業者がいきいきと働くことができ、安定した収入を得られる農業経営を目指し、関係機関、団体などと連携のもと農業生産基盤を充実させるとともに、特産品の創出や地産地消の推進を図ります。

施策2 商工業の活性化

- ▶ 既存の商店街の活性化や新たな企業誘致を進め、商工業の振興を行います。

施策3 地域特性を活かした観光の振興

- ▶ 既存の観光資源の整備を進めるとともに、新たな観光資源を発掘し活用することで、魅力的な観光地づくりを推進します。

施策4 就労機会の創出

- ▶ 安定した働く場を確保することで、就職を理由にした転出者を抑え、新たな転入者を呼べるよう、安心して働ける環境を整備します。

政策5 持続可能な行財政運営とデジタル社会への対応

公共施設の維持管理を含めた効率的で持続可能な行財政を運営しつつ、デジタル化による利便性の高いサービスを提供できるような施策を実施します。

施策1 効率的な行政運営の推進

- ▶ 将来を見据えた町政を行うため、新庁舎を中心とした公共施設の適正な再編・整備や、柔軟かつ適切な庁内組織づくり及び人材確保・育成を進め、効率的な行政運営を推進します。

施策2 健全な財政運営の推進

- ▶ 町政を将来にわたって安定して経営できるよう、選択と集中による事業の実施や新たな財源の確保などにより、健全な財政運営を推進します。

施策3 行政のデジタル化

- ▶ 新たなデジタル技術を活用した、住民ニーズに即した情報・サービスの提供や、行政事務の効率化に向けたシステム等の導入を検討します。

政策6 「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちづくりの推進

これまで取り組んできた人口減少対策と地方創生に加え、地方との繋がりを築く関係人口の創出・拡大や安心して働ける場の創出を推進します。

施策1 移住・定住の促進

- ▶ 「第3次塩谷町地方創生総合戦略」の実行により、一定規模の人口構成を維持するとともに、本町の魅力を町内外へ発信することで、関係人口の創出を図ります。

主要プロジェクト

1 「住みたい」「住み続けたい」まちづくり

全国的な問題となっている人口減少に対し、本町は、平成28年1月に「塩谷町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、対策に取り組んできました。

令和8年3月に新たに策定した、「第3次塩谷町地方創生総合戦略」を起点とした、関係人口の創出や移住定住の促進、地域の魅力向上のため、各種事業を展開していきます。

2 しおや健康づくり町民運動

本町は、ウォーキングを通して、運動習慣を身につけるとともに、郷土愛を育み、町内外の交流を広めるために、令和2年4月に「ウォーキングの町しおや」を宣言しました。

今後さらに町民の健康増進と地域の活性化のために、ウォーキングイベントやウォーキングを行うことによる健康ポイント事業を推進します。

3 上水道施設改良事業

本町の上水道施設は築後数十年が経過し老朽化が著しく、また、経営は人口減少に伴い給水収益が減少するなど厳しい状況となっています。

重要なライフラインである水道水を安定して供給できるよう、町内全域の老朽配水管の更新を進めると共に、施設効率の向上と投資の合理化を図るため、船生地区の水道施設統合事業を推進します。

4 後継者育成支援事業

本町の基幹産業である農林業については経営者が減少しており、街中の商店も後継者不足による閉店が目立つ状況となっています。

本町の特色を生かした農林業や商業などの後継者を育成することにより、各種産業の振興につなげるために、新規就農林者や起業する人を支援します。

5 公共施設の再配置

町民にとって必要で利便性の高い公共施設等を次世代に引き継いでいくため、総合的な公共施設のマネジメントが求められています。

本町においてワンストップサービスやコンパクトシティの実現等、将来を見据えた町政を行うため、新庁舎を中心とした公共施設の適正な再編・整備を進め、効率的な行政運営を推進します。

6 義務教育学校再編事業

少子化による学校の規模縮小は、教育活動に様々な影響があります。

本町においては「塩谷町の未来を創造する教育を実現するための新たな学校づくり」という視点に立ち、既存の3小学校、1中学校を1つの義務教育学校に再編し、教育環境の充実を図ります。

7 持続可能な地域医療体制の確保

本町の医療体制は、閉院や診療日の減少等が相次ぎ、逼迫している状況にあります。また、町内を網羅する公共交通網が乏しく、受診までの交通問題もあります。

本町においては、町民が適切な時期に1次医療が受診できるよう、医師会等の関係機関と協議を進め、オンライン診療や保健福祉 MaaS の導入等、持続可能な医療体制の構築を図ります。

基本計画

政策1 将来を担う人の育成と活力ある地域コミュニティの形成

施策1 教育推進体制の充実

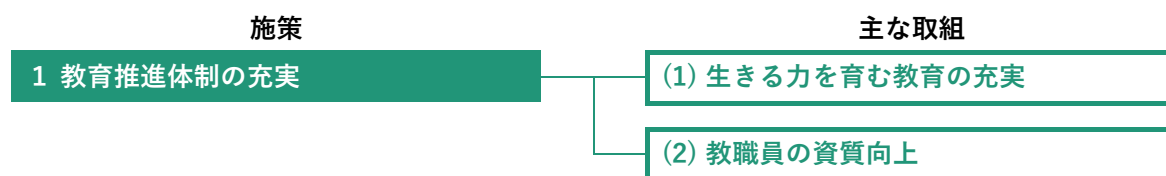
[施策に関する現状と課題]

- 新学習指導要領や教育関連法案の改正、教育の情報化の推進、国の教育振興基本計画の策定など、教育をめぐる国の施策は大きく動いています。
- 急速かつ変化の激しいこれからの将来を生き抜いていくためには、生きる力の育成が求められており、生きる力の育成に重点を置いた新学習指導要領に基づく授業を展開しています。
- 少子化や社会環境、生活様式の変化から、歩く機会や部活動への参加者数が減少し、こどもの体力は低下傾向にあるとともに、インターネット環境の普及によりコミュニケーション能力の低下も見られ、いじめ・不登校などの問題行動も発生しています。
- 健康やメディアに関する正しい知識や実践力を身につけ、知徳体食をバランスよく育む教育が求められています。
- 個別支援が必要な児童生徒が増加しており、質の高い特別支援教育の提供と増加傾向にある特別支援教育対象児童生徒への対応が求められています。

[施策の基本方針]

- ▶ 少子化や教育の情報化の推進の動きを踏まえつつ、新しい時代を担うこども達が、元気で健やかに成長できるよう、教育推進体制を充実します。
- ▶ 地域とともに歩み、誰一人取り残すことなく、すべての人が自己実現できる学校教育を目指します。

[施策の体系]



[主な取組]

(1) 生きる力を育む教育の充実

- 変化の激しい時代を担うこどもが、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力などの生きる力をバランスよく育めるよう、関係団体機関と連携をし、ボランティア活動などの社会奉仕活動、また各種の自然体験プログラムの開発、活用により学校教育を充実します。
- 町学力向上推進委員会を中心に、家庭・学校・地域の果たすべき役割を明確にし、それぞれが連携・協力することにより、こどもたちが主体的に学び合う力の向上を図ります。
- 放課後サポート事業において、ステップアップ学習塾等を拡大し学習支援を行い、学力の向上を図ります。また、関係課と連携し地域の「ひと・もの・こと」に触れる、関わる機会の充実を図ります。
- いじめ・不登校や悩みの解決のために、校内教育支援センター（ふらっとルーム）の活用やスクールカウンセラー及び教育相談員による一人一人の「個」に応じた様々な支援をします。

- 国際社会の広い分野で活躍ができるように、義務教育 9 年間の継続した英語教育に力を入れ、ALT（外国語指導助手）を継続配置します。
- イングリッシュキャンプ事業やインターナショナルスクール生徒との交流事業を実施し、異文化や語学等に対する興味関心を高められるようにします。
- GIGA スクール構想によって導入整備された 1 人 1 台端末を効果的に活用し、こどもたちの興味・関心や資質・能力に応じて誰一人取り残すことなく育む「個別最適な学び」とこどもたちの多様な個性を引き出し、可能性を広げる「協働的な学び」の一体的な充実を目指します。
- 学校給食の充実、地産地消の推進を継続し、正しい食生活や望ましい食習慣を身に付けさせるとともに、健全な心身の発達を促すことができるように、学校教育活動全体で食育の推進を行います。
- 地域や企業との連携により小中学生に様々な体験を通して学習する場を提供し、豊かな心と生き抜く力を養います。中学 2 年生を対象とした社会体験学習（マイチャレンジ）では、関係機関と連携協力を図り事業を推進します。
- 目的意識を持ち学習意欲の向上を図るため、実用英語技能検定や日本漢字能力検定等の各種検定の周知を行い、検定費用を支援します。

（２）教職員の資質向上

- 教職員の指導力や資質向上のため、学校における研修への参加・校内研修の実施を支援するとともに、指導主事に対する研修会、研究発表会等への参加を促します。
- 教職員の教材研究、授業改善の時間の確保のため、校務支援システムを導入するなど、教育の情報化を推進し、教職員の業務効率化を支援します。
- 教職員の ICT スキル向上と ICT を活用した授業改善を支援します。

【主な取組に関する成果指標】

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)		目標値 (令和 12 年度)
全国学力学習状況調査の平均正答率 (全国平均正答率との比較：小学 6 年生)	-	やや下回る	▶	やや上回る
全国学力学習状況調査の平均正答率 (全国平均正答率との比較：中学 3 年生)	-	下回る	▶	やや上回る
各種検定の受験者数割合（4 年生以上）	%	6.1	▶	30.0

【所管課】

学校教育課

政策 1 将来を担う人の育成と活力ある地域コミュニティの形成

施策 2 教育環境の充実

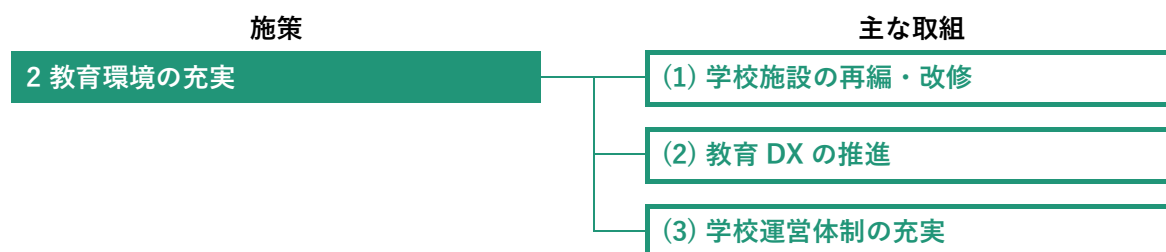
[施策に関する現状と課題]

- 教育環境の根幹である学校施設においては、将来的な少子化の動きを見据えた施設のあり方について検討を進めてきましたが、こどもが減り学校の規模が小さくなると教育活動に様々な影響があります。特に、学校行事や一定の集団を必要とする活動に制約が生まれてしまいます。こども達の教育環境の適正維持が課題です。
- 教育の DX 化を進展し、学習と校務の環境を整え、児童生徒の情報活用能力の育成と教職員の働き方改革を推進するとともに、ICT 機器の利便性を生かして個別最適な学びと協働的な学びを促進し、児童生徒が主体的・対話的な深い学びに取り組めるようにしていくことが課題です。

[施策の基本方針]

- ▶ 児童生徒の減少による学校の統廃合という考えではなく、学校教育を見直す大きな転換点と捉え、「塩谷町の未来を創造する教育を実現するための新たな学校づくり」という視点に立ち、併せて地域に根ざした「学校を核とした地域づくり」を目指し、塩谷町で子育てがしたくなるような教育環境を充実させます。
- ▶ 学習支援システム等によってこどもたちが個別最適で協働的な学びに取り組めるように学校教育 DX の整備向上を図ります。

[施策の体系]



[主な取組]

(1) 学校施設の再編・改修

- 既存の3小学校、1中学校を1つの義務教育学校に再編し、教育環境の充実を図ります。
- 学校設置基本計画に基づき、地域住民と交流できる施設整備を進め、児童・生徒が主体的な活動を十分発揮できる環境の構築を図ります。

(2) 教育 DX の推進

- 国の学校教育情報化推進計画に基づき、学習用端末や電子黒板等の ICT 機器を活用して、すべてのこどもたちが良質のネットワークを利用できるような環境を整備することで、誰一人取り残すことのない個別最適な学びと多様な個性を最大限に生かす協働的な学びの一体的な充実を図ります。

（３）学校運営体制の充実

- 円滑な事務を推進するため、教育委員会と学校間の連携・協力を一層進めます。
- 学校事務の効率的な運営のため、情報ネットワークを活用します。
- 増加傾向にある個別支援が必要な児童生徒に対応できるよう、会計年度任用職員（教育職員）の適正配置を行います。また、児童に関わる各種相談を受けられるよう公認心理士である教育相談員が各小学校を巡回します。
- 児童・生徒の通学の安全確保を考慮したスクールバスを運行し、遠距離通学の負担解消を図ります。

【主な取組に関する成果指標】

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)		目標値 (令和 12 年度)
授業におけるタブレットの使用率 (小学生：週 3 日以上)	%	62.7	▶	80.0
授業におけるタブレットの使用率 (中学生：週 3 日以上)	%	48.4	▶	80.0

【主な取組に関する関連個別計画】

計画名	策定年月	計画期間
町内小中学校長寿命化計画	令和元年 10 月	令和 2 年～令和 11 年
学校設置基本計画	令和 7 年 12 月	—

【所管課】

学校教育課

政策1 将来を担う人の育成と活力ある地域コミュニティの形成

施策3 生涯学習環境の充実

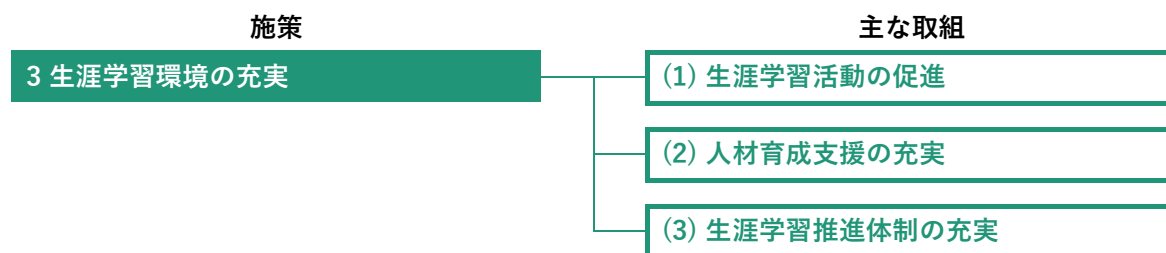
[施策に関する現状と課題]

- 宮城県女川町と本町のジュニアリーダー同士の交流会を通しての仲間づくりや、思いやりのある心を育み、積極的に活動しようとする青少年リーダーの育成を行っています。
- 少子高齢化、核家族化等が進む中で、地域連帯の意識が希薄化となり地域交流の推進が求められています。
- 価値観の多様化や高度情報化、社会環境の変化などから「心の豊かさ」や「いきがい」の創出が求められています。
- 地域、学校、家庭の連携により、幅広い層の参画が得られるボランティア活動や自主活動を一層推進していく必要があります。

[施策の基本方針]

- ▶ 町民が、「いつでも」「どこでも」「だれもが」いきいきと学び活躍することができる、生涯学習環境を充実します。

[施策の体系]



[主な取組]

(1) 生涯学習活動の促進

- まなびの講座をはじめ、生涯各期における、多様な学習機会を提供します。

(2) 人材育成支援の充実

- ボランティアや青少年リーダーの人材育成、指導者の発掘育成を行います。
- 学習情報の提供と学習相談、学習成果の評価と活用として自主的な活動を支援します。
- 地域学校協働活動を推進し、学校を核とした地域づくりを支援します。

(3) 生涯学習推進体制の充実

- 生涯学習センターやコミュニティセンターなど、生涯学習の拠点となる施設の維持管理を継続します。
- 生涯学習推進本部や生涯学習推進協議会の設置により、生涯学習推進組織を整備します。
- 生涯学習の重要な情報拠点としての機能の充実を図るため、誰もが利用しやすい図書館整備に努めます。

[主な取組に関する成果指標]

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)		目標値 (令和 12 年度)
まなびの講座に参加した人数	人	188	▶	180
生涯学習ボランティアに登録した人の数	人	120	▶	130
生涯学習センター・図書館・ コミュニティセンター利用者数	人	28,000	▶	28,000

[主な取組に関する関連個別計画]

計画名	策定年月	計画期間
第 5 次塩谷町生涯学習推進計画	令和 6 年 3 月	令和 6 年度～令和 12 年度
第 2 次塩谷町男女共同参画推進計画	令和 6 年 3 月	令和 6 年度～令和 12 年度
塩谷町こどもの読書活動推進計画 (第 4 期)	令和 7 年 3 月	令和 7 年度～令和 12 年度

[所管課]

生涯学習課

政策1 将来を担う人の育成と活力ある地域コミュニティの形成

施策4 芸術・文化活動の推進

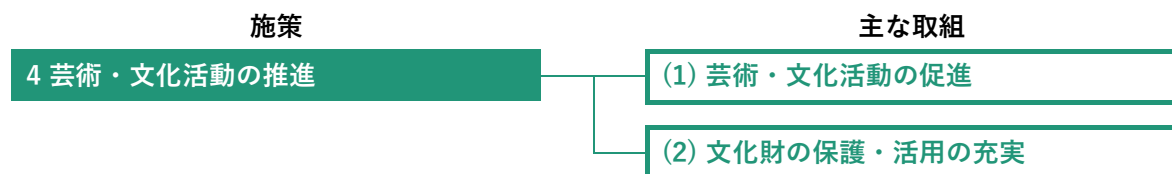
[施策に関する現状と課題]

- 各小中学校や塩谷中学校屋内運動場アリーナなどにおいて、演奏会や講演会・展示会等の芸術文化鑑賞を行っています。
- 各サークルや町文化協会を中心としてさまざまなグループが自主的に文化活動を行っています。
- 佐貫石仏に代表される多くの貴重な文化財を、後世に末永く継承できる環境を整備していく必要があります。

[施策の基本方針]

- ▶ 豊かな人生を過ごすため、芸術・文化活動を促進するとともに、後世へ貴重な文化財を伝えるため、文化財を保護・活用します。

[施策の体系]



[主な取組]

(1) 芸術・文化活動の促進

- 文化意識の高揚や日常生活の中でのゆとりや感動を得られる場として、芸術・文化の鑑賞機会を提供します。
- 文化活動への住民参加と芸術作品の発表の機会として、生涯学習センター等で展示会や生涯学習フェスティバルを開催します。
- 町文化協会や団体・個人の文化活動を支援します。

(2) 文化財の保護・活用の充実

- 町内に存する文化財を掘り起こし、指定や公開に努めるとともに、文化財の保護と活用に努め文化財保存の環境を整備します。
- 無形民俗文化財の伝承と後継者育成、地域の祭りや行事の活性化を図るため支援を行うとともに、観光資源としての活用を図ります。
- 貴重な文化財であり誘客資源ともなる佐貫石仏の保存・活用に向けた取組を行います。
- デジタルミュージアムを活用し、町内の貴重な芸術作品・文化財等をデジタルコンテンツとして広く周知できる体制を整えます。

[主な取組に関する成果指標]

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)		目標値 (令和 12 年度)
文化協会会員数	人	122	▶	110
町内の指定・登録文化財の数	件	43	▶	45
デジタルミュージアムアクセス件数	件	0	▶	30,000

[主な取組に関する関連個別計画]

計画名	策定年月	計画期間
第 5 次塩谷町生涯学習推進計画	令和 6 年 3 月	令和 6 年度～令和 12 年度

[所管課]

生涯学習課

政策 1 将来を担う人の育成と活力ある地域コミュニティの形成

施策 5 スポーツ・レクリエーションの普及推進

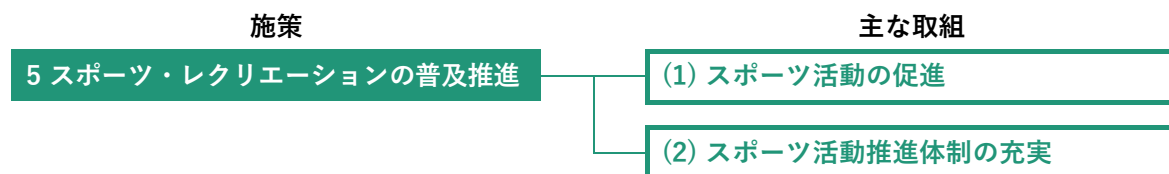
〔施策に関する現状と課題〕

- 町民の視点に立った「生涯スポーツの振興」を目指し、町民一人ひとりが日常の生活の中でスポーツ活動が楽しめる環境づくりを進めていますが、国が掲げる目標値には届いていない状況です。

〔施策の基本方針〕

- ▶ 町民一人ひとりがそれぞれの体力、年齢、技術、興味、目的に合わせて「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツが楽しめる環境づくりを行います。
- ▶ 町民がスポーツに身近に親しみ、交流を深める環境づくりの契機として、ウォーキングのまちづくりを推進します。

〔施策の体系〕



〔主な取組〕

（１）スポーツ活動の促進

- 「ウォーキングのまちづくり」を推進するため、各種ウォーキングイベントを開催します。
- 町民の一人一スポーツの浸透に向け、スポーツフェスタ、各種スポーツ教室など、家族ぐるみのスポーツ・レクリエーション参加の機会を充実します。
- 国が掲げる「成人の週 1 回以上のスポーツ実施率 70%」を目指します。

（２）スポーツ活動推進体制の充実

- 地域住民の体力向上とスポーツ精神を養うため、スポーツ協会やスポーツ推進委員会への支援を行います。
- 学校体育施設の開放や町民体育施設の維持管理など、スポーツ活動推進のための環境整備を行います。
- 地域、学校、企業、関係団体などとの協働をさらに推進しながら、町民の誰もが生涯を通じて気軽にスポーツに親しみ、楽しめる生涯スポーツ社会の実現に取り組みます。

[主な取組に関する成果指標]

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)		目標値 (令和 12 年度)
町が主催するスポーツイベントの参加者数	人	627	▶	1,000
体育施設利用者数	人	62,673	▶	70,000

[主な取組に関する関連個別計画]

計画名	策定年月	計画期間
第 5 次塩谷町生涯学習推進計画	令和 6 年 3 月	令和 6 年度～令和 12 年度

[所管課]

生涯学習課

政策１ 将来を担う人の育成と活力ある地域コミュニティの形成

施策６ 人間性豊かな人づくりの促進

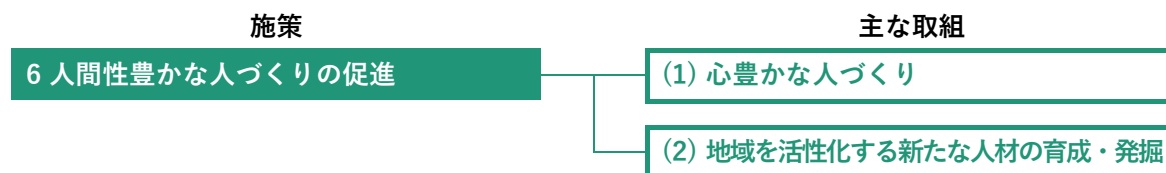
[施策に関する現状と課題]

- 中学生海外派遣事業により、オーストラリア・メルボルン市のこどもたちと相互にホームステイ・学校訪問等を実施しています。
- 町には様々な地域資源がありますが、その魅力を広く伝える人材や多様なまちづくり活動を先導するリーダー的存在が十分ではない状況です。
- 若者を対象としたアンケートによると、郷土愛がある住民は約５割に留まり、若者の転出も増加傾向であるため、郷土愛醸成・地元定着に向けた取組が課題となっています。

[施策の基本方針]

- ▶ 町内外の方々とのつながりによる人間性豊かな人材育成や、地域を活性化するための新たな人材の発掘・育成に努めます。

[施策の体系]



[主な取組]

(1) 心豊かな人づくり

- 相互学習を図るため、宮城県女川町など他の地域との交流を行います。
- 国際的視野を広げるため、中学生の海外派遣を実施し、語学研修や交流活動、帰国報告会を行います。
- 将来の転出抑制・U/Iターンへつなげるため、町内のこども達の郷土愛醸成を図るプログラム事業を実施します。

(2) 地域を活性化する新たな人材の育成・発掘

- 地域の活性化及び町外者の定住のため、地域おこし協力隊や集落支援員を任用します。
- 町の抱える課題の解決や地域活性化・地域のデジタル化を促進するため、地域活性化起業人制度等の民間の人材活用を検討します。

[主な取組に関する成果指標]

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)		目標値 (令和 12 年度)
郷土愛醸成プログラム参加者数	人	6	▶	15
地域おこし協力隊任用数（累計）	人	13	▶	25

[主な取組に関する関連個別計画]

計画名	策定年月	計画期間
第 5 次塩谷町生涯学習推進計画	令和 6 年 3 月	令和 6 年度～令和 12 年度
第 3 次塩谷町地方創生総合戦略	令和 8 年 3 月	令和 8 年度～令和 12 年度

[所管課]

生涯学習課、学校教育課、企画調整課

政策１ 将来を担う人の育成と活力ある地域コミュニティの形成

施策７ 町民と協働した地域づくりの推進

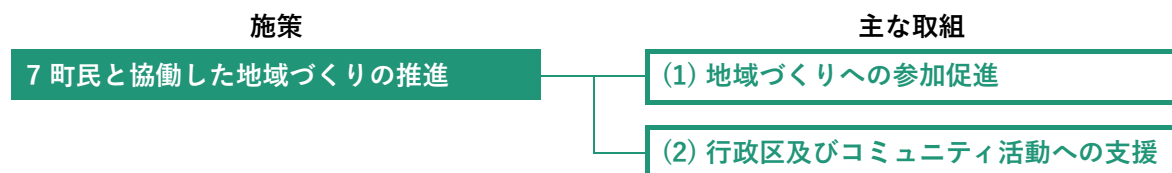
[施策に関する現状と課題]

- 人口減少に伴う地域活力の衰退や地域連帯意識の希薄化が懸念され、地域交流コミュニティ活動の促進や地域活性化に寄与する活動の必要性が更に増しています。
- 人口減少や少子高齢化により地域コミュニティが縮小していくことで、町民の共助の意識の低下が懸念されます。

[施策の基本方針]

- ▶ 町民が自発的に地域活動に取り組むことにより、地域の連帯意識が生まれるよう、地域コミュニティの活性化を支援します。

[施策の体系]



[主な取組]

(１) 地域づくりへの参加促進

- 町内の美化運動や花いっぱいコンクールなど身近なきっかけを通じ、町民が地域づくりに取り組める環境づくりを進めます。
- 行政区や団体等が自主的に実施するまちづくりに関する取組に対して支援をします。
- まちづくりに取り組む行政区及び団体が、地域のつながりを活かした地域課題を検討する仕組みの構築や、地域の特色を活かしたまちづくりの推進を目的とした、地域活性化のための新たなまちづくり及び地域づくり活動に対して支援します。
- まちづくりに取り組む団体や個人と行政が連携したまちづくりの拠点として、（仮称）まちづくりセンターの整備を検討します。

(２) 行政区及びコミュニティ活動への支援

- 研修等を通じ、行政区、行政及び関係団体が連携して、活気ある地域づくりに取り組む体制づくりを行います。
- 各行政区の自治公民館の新築、改修、修繕等に対して支援をします。
- コミュニティ推進協議会の運営・活動に対して助成・助言等を行います。

[主な取組に関する成果指標]

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)		目標値 (令和 12 年度)
共同作業やお祭りなどを実施した行政区の割合	%	92.6	▶	90.0
塩谷町自立のまちづくり応援交付金申請件数	件	1	▶	4

[主な取組に関する関連個別計画]

計画名	策定年月	計画期間
第 5 次塩谷町生涯学習推進計画	令和 6 年 3 月	令和 6 年度～令和 12 年度
第 3 次塩谷町地方創生総合戦略	令和 8 年 3 月	令和 8 年度～令和 12 年度

[所管課]

総務課、くらし安全課、生涯学習課、企画調整課

政策2 みんなで取り組む健康の増進と誰もが安心できる福祉の充実

施策1 健康づくりの推進

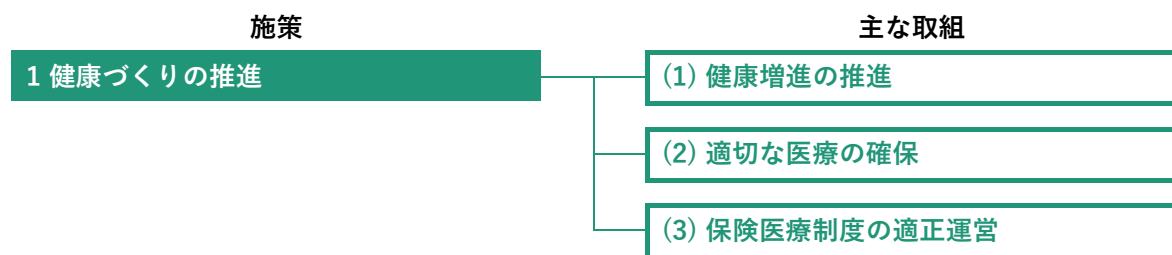
[施策に関する現状と課題]

- 健康づくり推進協議会や、食生活改善推進員等の活動により町民の健康づくりを推進していますが、生活習慣病の増加及び低年齢化が起きているため、今後も生活習慣改善に向けた取り組みが重要となります。
- 健康診査受診率の上昇は微増に止まっています。また、健康診査結果に何らかの問題があった人の割合は上昇傾向にあり、異常値放置者対策が必要です。
- 人口減少により国民健康保険加入者は減少している一方、1人当たりの医療給付等は増加しています。特に、生活習慣病に起因する医療給付費が増加の傾向にあります。
- 町内医療機関の減少や、医師の高齢化など1次医療の確保が難しくなっています。
- 広域医療体制の充実を図っていますが、医師の不足や高齢化、新興感染症の影響等により土日夜間での診療の受け入れが困難であるなど、救急医療体制の充実が課題となっています。

[施策の基本方針]

- ▶ あらゆる世代の誰もが健康で過ごせるよう、町民一人ひとりの健康づくりに対する支援や医療保険制度の適正な運用に努めるとともに、医療体制を充実します。

[施策の体系]



[主な取組]

(1) 健康増進の推進

- 課題に応じた各種健康教室を開催し、心身の健康について自覚を高めるとともに、健康に関する知識の普及啓発を行います。
- 健康づくり推進協議会や食生活改善推進員協議会などとの連携を強化します。
- 健康診査の受診率の向上を図るため、未受診者への受診勧奨を実施します。
- 自分の健康状態を知ってもらうため、健康診査やがん検診の受診を促進するとともに、健康診査の結果については、内容について十分な説明を行うため引き続き対面による説明会を実施します。
- 全世代にわたる町民自らの健康づくりの実践を目的に、「しおや健康づくり町民運動(仮称)」の3つの柱として、検診受診の推進、運動習慣の定着、食生活の改善（栄養にまつわる各種事業）を軸とした取組を推進します。
- 令和7年度まで歩数計を用いて実施していた健活ポイント事業を、ICTを用いてより多くの町民に参加いただけるよう充実します。

- 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る事業」を行い、切れ目のない支援により、要介護状態への移行を抑制します。
- 新興感染症を含めた感染症蔓延防止対策を行います。

（２）適切な医療の確保

- 町内及び町外の医療機関と連携し、休日当番医制度を実施します。
- 広域連携により救急医療体制を充実します。
- 医療機関の減少や医師の高齢化といった現状の改善のため、地域医療の確保を目的としたオンライン診療等の導入に向けた調整を行います。

（３）保険医療制度の適正運営

- 生活習慣病等予防対策に係る実効性のある各種保健事業を推進します。
- 将来にわたって安心して医療が受けられるよう、国民健康保険制度や後期高齢者医療保険制度の適正な運用に努めます。

[主な取組に関する成果指標]

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
特定健診受診率	%	49.3	60.0
健活ポイント事業参加者	人	450	1,000

[主な取組に関する関連個別計画]

計画名	策定年月	計画期間
第 2 期健康増進計画	平成 29 年 3 月	平成 29 年度～令和 8 年度
塩谷町いのち支えあう自殺対策計画	令和 2 年 3 月	令和 2 年度～令和 8 年度
塩谷町国民健康保険第 3 期データヘルス計画及び第 4 期特定健康診査等実施計画	令和 6 年 3 月	令和 6 年度～令和 11 年度
塩谷町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画	令和 6 年 3 月	令和 6 年度～令和 8 年度

[所管課]

住民課、健康生活課、福祉課

政策2 みんなで取り組む健康の増進と誰もが安心できる福祉の充実

施策2 ▶ 子育て支援の充実

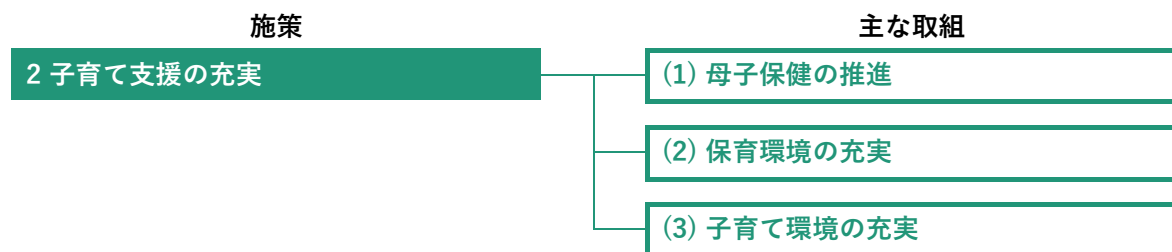
[施策に関する現状と課題]

- 年少人口は国・県平均を下回っており、出生者数は20年前と比較して約1/4程度まで減少しています。
- 各種乳幼児健康診査受診率は90%以上と高くなっていますが、未受診児については全数把握に努めています。
- 安心して病院受診ができるための支援策として、妊産婦医療費助成を実施するほか、こども医療費助成を高校3年生まで拡大して実施しています。
- 核家族化や共働き世帯の増加などから、保育に関するニーズが増加かつ多様化しており、また、学童保育に関する需要も引き続き高くなっています。
- かつては親から子に引き継がれた子育ての知識が、核家族化などで引き継がれにくくなっており、SNSなどの浸透が進む中であっても、子育てに不安を持つ親が増え、子育てに関する知識の習得とともに、情報交換や親同士の交流機会が求められています。

[施策の基本方針]

- ▶ 次代を担うこども達が健やかに成長できるよう、地域の社会資源を有効に活かし、こども・子育て家庭を地域全体で支援する体制を推進します。

[施策の体系]



[主な取組]

(1) 母子保健の推進

- 妊娠期から妊産婦等に寄り添い、切れ目のない支援を行うため、面談や訪問を継続的に行います。併せて妊婦のための支援給付を実施することにより、妊産婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援をします。
- 妊産婦の健康保持のために、妊産婦健康診査等を行います。
- 不妊治療を行っている方に対し、その費用の一部を助成することにより経済的な負担を軽減します。
- 発達や健康面に心配がある乳幼児の保護者に、健康相談や家庭訪問指導など行います。
- 乳幼児の健やかな成長発達や疾病の早期発見のため、乳幼児健康診査を行います。

（２）保育環境の充実

- 就学前児童にかかる町内の教育・保育施設の機能確保に努め、安心して預けられる環境を維持します。また、保育士等の研修機会の確保に努め、保育の質の維持・向上につなげます。
- 近隣市町との連携により、病児・病後児保育など多様な保育ニーズに対応できるサービスを提供します。

（３）子育て環境の充実

- 高校生年代までの児童教育・監護をしている方に、年齢や児童の人数に応じて児童手当を給付します。
- 子育て支援センターや保健センターにて保育士や保健師による育児教室や育児相談を行うほか、子育ての情報交換や交流の場とします。
- 学童保育の機能確保に努め、共働き世帯等を引き続き支援するとともに、指導員等の研修機会を確保し、事業の質の維持・向上につなげます。また、新たな学童保育を新設し、町内の学童保育を１カ所に集約させることで児童や保護者の利便性を向上させるとともに、運営内容の見直しを図ります。
- 廃校を利用した塩谷町こども未来館において、町内外の広域での子育て世帯の交流や世代間の交流を促進し、子育て世代の満足度向上につなげます。
- 保育施設を利用できない時間帯にこどもを預かったり、こどもを目的の所へ送迎することができるファミリーサポート事業において「利用したい人」に「サポートできる人」を紹介し、地域ぐるみで子育て支援できる制度を充実を図ります。
- 次代を担うこどもの出産を奨励し、子育て世帯への経済的支援のため、しおやっこ応援金を支給します。
- 令和６年４月に設置した塩谷町こども家庭センターにより、すべてのこどもや保護者に対し、子育てやこどもの発達、家庭での心配事等の相談窓口として、専門職による解決に向けた支援の充実を図ります。また、児童虐待の早期発見や予防を行うことで、こどもの健全な育成や家庭環境の改善に努めます。

[主な取組に関する成果指標]

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
乳幼児健診、相談事業の参加率	%	96.6	100
塩谷町こども未来館（しおらんど）の来場者数（累計）	人	8,080	9,000

[主な取組に関する関連個別計画]

計画名	策定年月	計画期間
塩谷町こども計画	令和 7 年 3 月	令和 7 年度～令和 11 年度

[所管課]

健康生活課

政策2 みんなで取り組む健康の増進と誰もが安心できる福祉の充実

施策3 地域福祉体制の充実

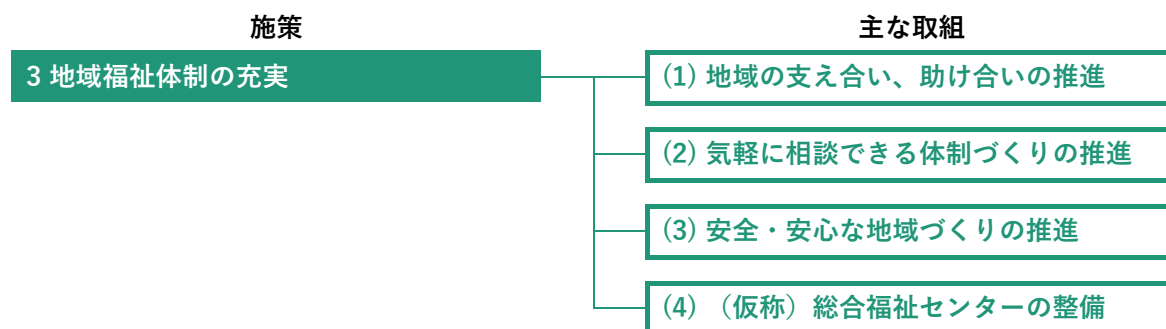
[施策に関する現状と課題]

- 町民同士のつながりの変化や高齢化、人口減少など、地域の機能低下が懸念されています。
- 少子高齢化や晩婚化などにより、「8050問題」や「ダブルケア」など複数の課題を抱える世帯が増え、福祉ニーズが複雑かつ多様化しています。
- 町社会福祉協議会や民生委員・児童委員を中心地域福祉活動が行われていますが、民生委員・児童委員の担い手不足や地域の中に地域福祉の概念が浸透していないことが課題です。
- 災害時に避難が困難な高齢者や障がい者を守るため、救出・救護や被災後の支援体制の整備が必要です。
- 老朽化した老人福祉センターに代わり、高齢者福祉や保健福祉、子育て支援を総合的に行える拠点施設の整備が必要です。

[施策の基本方針]

- ▶ こどもから高齢者まで、共に支え合うあたたかな地域づくりを目指し、地域における支援体制の強化や多様な地域福祉活動の展開を図るなど、地域福祉体制を充実します。

[施策の体系]



[主な取組]

(1) 地域の支え合い、助け合いの推進

- 誰もが安心して暮らせるまちづくりには、地域で支え合う意識と、それを担う人づくりが大切です。そのために、町民がお互いを理解し、尊重しあうことができるよう、学校や地域で福祉や人権への理解を深め、地域福祉の意識の向上を図ります。
- 地域の人々が支え合う社会をつくるため、交流の場づくりや人材育成を通じて、身近な課題に気づき行動できる地域福祉活動を推進します。
- 住民同士が支え合い、助け合える仕組みを、日常の集まりや見守り活動を通じてつくります。

(2) 気軽に相談できる体制づくりの推進

- 福祉サービスを充実させ、専門的な支援につながる仕組みをつくります。
- 判断能力が不十分な人が増えると予測される中、必要な支援が受けられるよう権利擁護制度の周知と利用促進を図ります。

(3) 安全・安心な地域づくりの推進

- 誰もが安心して暮らし続けられるよう、見守り体制の充実や避難行動要支援者名簿の活用を進め、緊急時に孤立しない支援体制を整えます。

(4) (仮称) 総合福祉センターの整備

- 高齢者福祉、保健福祉、子育て支援などに総合的に対応できる、(仮称) 総合福祉センターを整備します。

[主な取組に関する成果指標]

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)		目標値 (令和 12 年度)
地域ボランティア数 (元気サポーター)	人	93	▶	100
見守りサポーター数	人	44	▶	60
成年後見制度等の認知度	%	37.3	▶	50.0

[主な取組に関する関連個別計画]

計画名	策定年月	計画期間
塩谷町障がい者福祉計画	令和 6 年 3 月	令和 6 年度～令和 8 年度
塩谷町地域福祉計画	令和 8 年 3 月	令和 8 年度～令和 12 年度
塩谷町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画	令和 6 年 3 月	令和 6 年度～令和 8 年度
塩谷町地域防災計画	令和 7 年 3 月	—

[所管課]

健康生活課、福祉課、くらし安全課

政策2 みんなで取り組む健康の増進と誰もが安心できる福祉の充実

施策4 高齢者福祉の充実

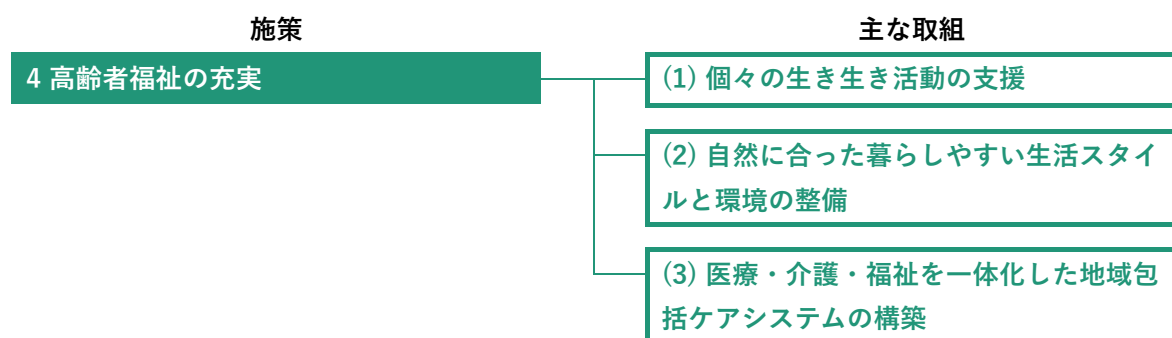
【施策に関する現状と課題】

- 少子高齢化により高齢化率が急速に高まってきています。また、世帯構造も高齢者独居若しくは高齢者のみの世帯が増えてきており、地域コミュニティが循環しにくい構造となってきました。
- 生き生きとした暮らしを楽しむための「健康づくり」や「生きがいづくり」を展開する老人クラブや地域サロン等を支援する一方、引きこもりや関わり拒否などの高齢者への見守り活動も必要となってきました。
- 一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加する中、介護保険サービスをはじめ、移動・外出支援や住宅での生活支援サービスの必要性が高まっており、要望や相談に柔軟に対応できるワンストップでの相談窓口が必要となっています。
- 平均寿命が延びる中で、単に長く生きることだけでなく、「自立して健康に生活できる期間（健康寿命）」の重要性がますます高まっています。
- 医療や介護の重症化を防ぐための一体化した対応策が必要となってきました。また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けての医療や介護、福祉をネットワーク化した地域包括ケアシステムの構築が必要となっています。

【施策の基本方針】

- ▶ 高齢者が住み慣れた地域で、穏やかに安心して住み続けられるよう、生き生きとした暮らしのお手伝いをするとともに、介護予防・生活支援サービスを充実させ、支え合うあたたかな地域づくりを目指します。
- ▶ 多様性の時代に沿った一人ひとりが暮らしやすい生活環境の整備に努めていきます。

【施策の体系】



[主な取組]

(1) 個々の生き生き活動の支援

- 就労や雇用機会を確保し、高齢になっても豊かで生き生きとした暮らしができる雇用形態をつくります。
- 「健康づくり」や「生きがいづくり」を展開する老人クラブを応援し、介護予防教室の実施や地域サロンを行っている団体を支援します。

(2) 自然に合った暮らしやすい生活スタイルと環境の整備

- 一人暮らしや高齢者のみの世帯の方などの生活支援、緊急通報システムの貸与、弁当の宅配などの支援を行うほか、社会福祉協議会と連携した見守り訪問などを行います。
- 住み慣れた地域で自分らしい日々が過ごせるよう、地域での支え合い体制（互助）の充実を図ります。

(3) 医療・介護・福祉を一体化した地域包括ケアシステムの構築

- 医療・介護の重症化を予防するため、一体化施策による地域並びに個別の課題や傾向を分析し、指導プログラムによる健康寿命の延伸を図ります。
- 医療、介護、予防、住まいなど、生活支援が一体的に提供される仕組みとして地域包括ケアシステムを構築します。

[主な取組に関する成果指標]

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
地域サロン数	箇所	17	25
シルバー人材センター会員数	人	125	140
在宅福祉支援事業利用者数	人	149	150

[主な取組に関する関連個別計画]

計画名	策定年月	計画期間
塩谷町地域福祉計画	令和 8 年 3 月	令和 8 年度～令和 12 年度
塩谷町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画	令和 6 年 3 月	令和 6 年度～令和 8 年度

[所管課]

福祉課

政策2 みんなで取り組む健康の増進と誰もが安心できる福祉の充実

施策5 ▶ 障がい者福祉の充実

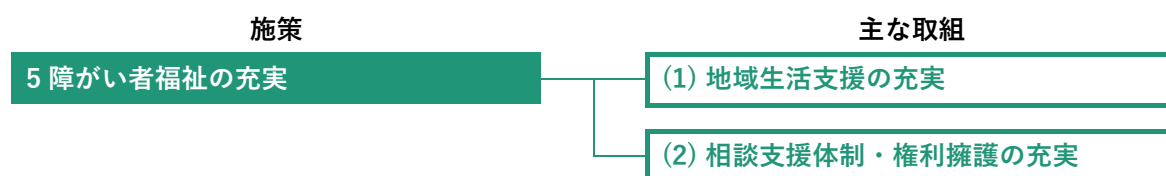
[施策に関する現状と課題]

- 高齢化を背景とした身体障がい者の増加や、児童生徒における発達障がいの増加などが見られます。
- 障害者手帳所持者数は増加傾向にあります。現在、障がい者福祉計画に基づきサービス提供を行っていますが、これからも量・質ともに適切なサービス提供が必要となっています。
- 地域で暮らしていく上で障がいを持つ方々の格差解消や、地域での受け入れ、家族の負担減が課題となっています。
- 障がいを持つ人の相談事業の推進やシステムづくりのために地域自立支援協議会を設立しました。下部組織としてのケア部会も隔月で開催しており、地域課題が抽出されています。

[施策の基本方針]

- ▶ 誰もが相互の人格と個性を尊重し、障がいを持つ人が暮らしやすいと感じる社会形成を目標に、一人ひとりが輝き、支え合う、共生社会の実現に向けた支援体制を充実します。

[施策の体系]



[主な取組]

(1) 地域生活支援の充実

- 障がいを持つ人への医療費を助成する等、経済的支援をします。
- 障がいを持つ人や介助者となる家族が自立した日常生活を営み、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するために、ホームヘルプや施設への通所・入所などの各種障がい福祉サービスや日常生活用具給付等事業などの地域生活支援事業のサービスを行います。
- 聴覚障がいのある方との交流活動の促進のため、日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員を養成します。

(2) 相談支援体制・権利擁護の充実

- 地域で障がいを持つ人を支えるネットワークとして設置した地域自立支援協議会の機能を充実し、関係機関との連携を強化します。
- 判断能力が不十分な場合、成年後見制度の総合窓口となる中核機関の設置や日常生活自立支援事業の利用を促進するなど、障がいを持つ人の権利擁護を充実します。
- 障がいのある方、また、その家族のための総合相談窓口として基幹相談支援センターを設置し、相談支援の実施や支援体制の強化を図ります。

[主な取組に関する成果指標]

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)		目標値 (令和 12 年度)
基幹相談支援センター設置数	箇所	0	▶	1
手話奉仕員数	人	71	▶	100

[主な取組に関する関連個別計画]

計画名	策定年月	計画期間
塩谷町障がい者福祉計画	令和 6 年 3 月	令和 6 年度～令和 8 年度
塩谷町地域福祉計画	令和 8 年 3 月	令和 8 年度～令和 12 年度

[所管課]

福祉課

政策3 豊かな自然の保全と快適な生活環境の整備

施策1 ▶ 自然環境保全の推進

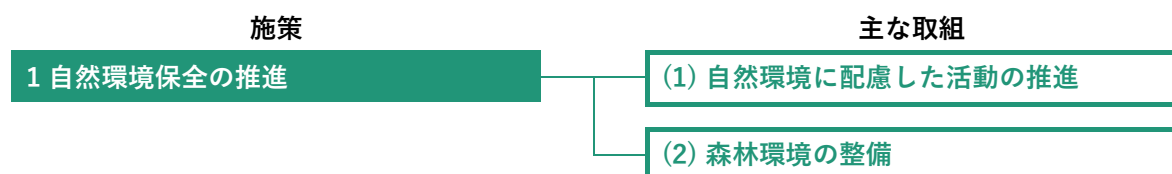
[施策に関する現状と課題]

- 全国に誇れる尚仁沢湧水やイヌブナ自然林といった高原山の豊富な自然資源をより良い環境の状態で将来世代に引き継いでいく必要があります。
- 本町では、周辺の自然環境及び湧水の保全に係る施策を総合的に推進するため、「塩谷町高原山・尚仁沢湧水保全条例」や「太陽光発電規制条例」等を制定し、環境保全とよりよい環境の創造に取り組んでいます。
- 町全体の6割を占める豊かな森林資源の荒廃が進み、森林の再生に向けた取組が必要です。
- 森林は多様な生物を育むなど自然環境保全の役割を担っていますが、森林機能の低下が進んでいることから、適正な維持管理が必要です。
- 令和元年4月の森林経営管理法の施行に伴い、新たな森林経営管理制度が始まり、森林経営計画が策定されておらず、手入れがされていない森林について、適正な管理が実施されるよう支援を行っています。
- 荒廃した森林を整備するためには、新規就林者を発掘し、林業家へと育成する仕組みづくりが重要であり、森林環境譲与税を活用した育成システムづくりを実施していく必要があります。

[施策の基本方針]

- ▶ 豊かな自然資源を将来にわたって持続するため、民間団体等を活用した緑化活動や森林整備、荒廃森林の再生、人材の育成など、環境の保全に関する具体的な取組を官民一体となり構築し、自然環境の維持・保全を推進します。

[施策の体系]



[主な取組]

(1) 自然環境に配慮した活動の推進

- 豊かな森林が育む生物多様性や生態系などの優れた自然環境や自然景観の保全に努め、緑化活動などを推進し、町民に対しての自然環境保全意識の普及啓発を行います。
- 有害鳥獣被害の低減を図るため、荒廃している里山林の環境管理を行うとともに、駆除を行います。
- 河川環境の美化と河川愛護意識醸成のため、河川敷のごみ拾い活動を呼びかけます。

(2) 森林環境の整備

- 塩谷町森林整備計画に基づき、造林や下刈、間伐など適正な森林管理に努めます。
- 森林がもつ多面的機能の利活用のため、良好な里山の再生と保全に取り組みます。
- 民間団体等が元気な森づくり県民税事業を活用し、森林整備を促進できるよう支援します。
- 森林環境譲与税を活用し、森林の経営管理を行います。
- 所有森林を今後どのように経営管理したいか、森林所有者に対する意向調査を行い、必要に応じて、町との協議に基づく経営管理の委託手続きを行います。
- 町に森林の経営管理を委託した場合、林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託し、林業経営に適さない森林については町が管理を行います。

[主な取組に関する成果指標]

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)		目標値 (令和 12 年度)
里山林整備面積	ha	18.4	▶	20
経営管理権集積計画面積	ha	0	▶	50

[主な取組に関する関連個別計画]

計画名	策定年月	計画期間
塩谷町森林整備計画	令和 8 年 3 月	令和 8 年度～令和 12 年度

[所管課]

産業振興課、建設水道課、くらし安全課

政策3 豊かな自然の保全と快適な生活環境の整備

施策2 生活環境保全の推進

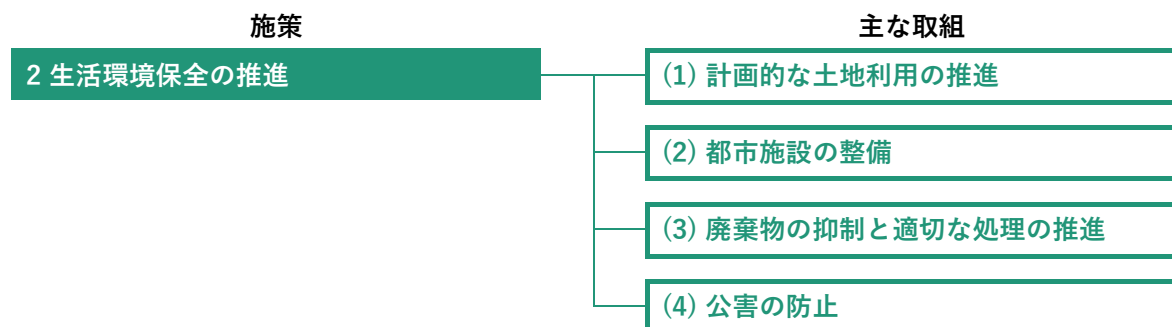
[施策に関する現状と課題]

- 土地利用基本計画に基づき、良好な住環境・貴重な自然環境を維持保全するための土地利用に関する規制・誘導を行っています。
- 地籍調査については毎年度継続的に実施していますが、進捗率は停滞しています。
- 公園などの施設については、修繕が必要なものもあり、安全で快適に利用できるよう対応が求められています。
- ごみ減量化のため、6 R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル、リターン、リカバー）生活推進を行っており、この取組が継続的に実施出来るよう引き続き支援する必要があります。
- 町内において、不法投棄件数は減少傾向にあるものの、さらに不法投棄防止に向けた対策を県などの関係機関と連携して進める必要があります。
- 合併処理浄化槽については設置費補助制度開始後、増加傾向にありましたが、近年は設置基数が伸び悩んでおり、全戸数の約3割の普及となっていることから、普及率の向上が課題となっています。

[施策の基本方針]

- ▶ 暮らしやすい生活環境を整えるため、計画的な土地利用や都市施設の整備を行うとともに、循環型社会の構築に向けた環境保全の取組を推進します。

[施策の体系]



[主な取組]

(1) 計画的な土地利用の推進

- 土地開発にあたっては、栃木県開発許可制度及び町土地開発指導要領に基づき、適切な規制・誘導を行います。
- 不適切な土地利用の発生を防止すると共に、廃校跡地や町の遊休財産等を有効利用します。
- 地籍調査の成果を有効活用し適正な土地利用が図られるよう、効率的な地籍調査の実施を図ります。

（２）都市施設の整備

- 都市計画の基本的な方針となる「塩谷町都市計画マスタープラン」に基づき、まちづくりを推進します。

（３）廃棄物の抑制と適切な処理の推進

- 環境に優しい買い物を推進するために、マイバッグ携帯普及啓発を行います。
- 食品ロス推進のため「３きり運動（食べきり。使いきり。水きり。）」の普及啓発を行います。
- 廃棄物監視員による巡回監視を強化し、不法投棄の早期発見、早期排除に努めるほか、県、警察などの関係機関と連携して、不法投棄者の特定に努めるなど、不法投棄再発を防止します。

（４）公害の防止

- 事業所における騒音・振動・悪臭などの公害発生を防ぐため、必要に応じて公害防止協定を結ぶなど、公害発生防止に努めます。
- 公共用水域の環境保全のため、既存設置の単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への入替には、基準額の合併処理浄化槽設置費補助金に町独自の補助金を上乗せして交付し、その他については交付要件を基に基準額を交付します。

【主な取組に関する成果指標】

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)		目標値 (令和 12 年度)
町民 1 人あたりのごみ排出量	g	545	▶	426
リサイクル率（再利用率）	%	17	▶	34
合併処理浄化槽設置率	%	51.9	▶	65.7

【主な取組に関する関連個別計画】

計画名	策定年月	計画期間
塩谷町都市計画マスタープラン	令和 4 年 3 月	令和 4 年度～令和 13 年度
塩谷町一般廃棄物処理計画	毎年 4 月 1 日	1 年間
塩谷地域循環型社会形成推進地域計画	令和 4 年 3 月	令和 5 年度～令和 9 年度
塩谷町土地利用計画	平成 13 年 3 月	—

【所管課】

管理課、建設水道課、くらし安全課、企画調整課

政策3 豊かな自然の保全と快適な生活環境の整備

施策3 快適な住環境の整備

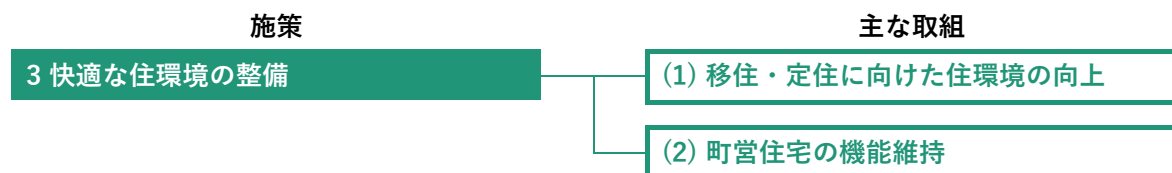
〔施策に関する現状と課題〕

- 持ち家率は9割を超えるなど、高い状況となっています。
- 地方創生に向けた取組の一つとして、空き家の利活用対策を進めてきましたが、空き家バンクの登録件数が少ない状況です。

〔施策の基本方針〕

- ▶ より定住や移住を促進するため、本町における暮らしの魅力や居住ニーズに応じた、快適な住環境の整備を行います。
- ▶ 低所得者・住宅困窮者のための町営住宅の維持管理や空き家の有効活用策の検討を行います。

〔施策の体系〕



〔主な取組〕

（１）移住・定住に向けた住環境の向上

- 一般住宅や空き家バンク物件のリフォーム工事による居住環境の向上により、移住・定住促進を図ります。また、耐震診断などの利用促進を図ります。
- 空き家バンク制度、空き家管理条例制定をはじめとする空き家対策を推進します。
- 転出を抑制させるため、新築住宅又は中古住宅の取得に対して補助をすることで、定住の推進を図ります。
- 子育て世帯向けの分譲地の整備を図ることにより、定住促進を図ります。

（２）町営住宅の機能維持

- 町営住宅は低所得者世帯の生活安定を目的として運営しており、住民の高齢化や家族構成の変化に柔軟に対応できる体制を整えています。また、必要に応じて修繕を行うことにより安全安心で快適な住環境確保を図ります。

[主な取組に関する成果指標]

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)		目標値 (令和 12 年度)
耐震診断実施者数（累計）	件	1	▶	13
空き家バンク制度物件登録数（累計）	件	23	▶	40
居住用住宅取得件数	件	0	▶	72

[主な取組に関する関連個別計画]

計画名	策定年月	計画期間
第 3 次塩谷町地方創生総合戦略	令和 8 年 3 月	令和 8 年度～令和 12 年度
塩谷町空家等対策計画	令和 5 年 3 月	令和 5 年度～令和 9 年度
塩谷町建築物耐震改修促進計画	令和 8 年 3 月	令和 8 年度～令和 12 年度
塩谷町営住宅長寿命化計画	令和 3 年 5 月	令和 3 年度～令和 12 年度

[所管課]

企画調整課、建設水道課

政策3 豊かな自然の保全と快適な生活環境の整備

施策4 安全な道路の整備

[施策に関する現状と課題]

- 老朽化した道路の改善要望が年々増えており、道路の安全性や通行機能の確保が課題となっています。
- 降雨や地震などの自然災害による被害リスクが高まっており、災害に強い道路ネットワークの整備が求められています。
- 橋梁の老朽化が進行しており、長寿命化計画に基づく点検・修繕・架替が急務です。
- 冬期は積雪や路面凍結により通勤・通学等に支障が生じる場合があり、除雪体制の維持・強化が必要です。

[施策の基本方針]

- ▶ 町内の移動や隣接市町等との交流・連携を高めるため、安全で快適な交通環境を有する道路の整備を行います。

[施策の体系]



[主な取組]

(1) 安全な道路の整備

- 道路の利便性と安全性の向上を図るとともに、交通事故を減少させるため、町道の改良事業や、国道や県道の整備に向けた要望活動を行います。
- 安全に車両が通行できるよう、町道の舗装修繕、側溝清掃、草刈り等の維持管理を計画的に行います。
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、定期点検を実施し、必要に応じ修繕・架替を行うことで、安全性を確保します。
- 降雨や地震など自然災害による道路の被害を早期に把握・復旧できる体制を整備するとともに、防災・減災に資する道路改良工事を推進します。
- 冬期においては除雪や凍結防止対策を適切に実施し、通勤・通学をはじめとする日常生活に支障が生じないように努めます。

[主な取組に関する成果指標]

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)		目標値 (令和 12 年度)
道路舗装修繕延長	m	21,928	▶	39,928
修繕（架け替え）橋梁数	本	9	▶	15

[主な取組に関する関連個別計画]

計画名	策定年月	計画期間
塩谷町橋梁長寿命化計画	令和 5 年 3 月	令和 4 年～令和 13 年

[所管課]

建設水道課

政策3 豊かな自然の保全と快適な生活環境の整備

施策5 便利な公共交通網の整備

[施策に関する現状と課題]

- 路線バスは、東西方向に1路線、南北方向に2路線の民間バス路線がありますが、いずれも利用者が伸び悩んでいます。
- デマンド交通は、運行時間の拡充や町外の目的施設の追加をする等、内容の拡充を行ってきましたが、さらなる利便性の向上が求められています。
- 小中学校の送迎用にスクールバスを運行していますが、空き時間活用など効率的な運用方法を検討しています。

[施策の基本方針]

- ▶ 誰もが安心して日常生活を送ることができる持続可能な公共交通網を確保します。

[施策の体系]



[主な取組]

(1) 公共交通網の整備

- 路線バス・デマンド交通の利用促進を図り、本町に住み続けて塩谷町外へ通学や通院など生活に必要な移動ができる環境の維持向上を図ります。
- スクールバスの空き時間を活用した地域住民の輸送やデマンド交通との連携等、地域交通の効率的な運用の検討を進めます。
- 住民主体の新たな移動システムの検討を進めます。
- 町内の全ての交通資源を総動員し、交通システムの最適化を図ります。

[主な取組に関する成果指標]

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)		目標値 (令和 12 年度)
デマンド交通年間利用者数	人	8,127	▶	9,200 人
通学支援補助金補助対象者数	人	79	▶	79

[主な取組に関する関連個別計画]

計画名	策定年月	計画期間
塩谷町地域公共交通計画	令和 8 年 3 月	令和 8 年度～令和 13 年度
第 3 次塩谷町地方創生総合戦略	令和 8 年 3 月	令和 8 年度～令和 12 年度

[所管課]

くらし安全課、福祉課、学校教育課

政策3 豊かな自然の保全と快適な生活環境の整備

施策6 安定した水道運営

[施策に関する現状と課題]

- 老朽化した上水道管路について改良事業により更新・改善を図っていますが、引き続き計画的な改良を行う必要があります。
- 人口減少に伴う給水人口の減少を踏まえ、水道施設を統廃合しつつ、老朽化した施設の更新を行う必要があります。
- 事業を展開するにあたり、経営基盤を強化する必要があり収益性を改善するため水道料金の改定を検討する必要があります。

[施策の基本方針]

- ▶ 『将来へつなげる安全・安心な水道水の安定供給』を行うため、老朽化の進んだ施設の統廃合、管路の更新を計画的に進め、将来にわたり水道事業を継続します。

[施策の体系]



[主な取組]

(1) 上水道施設の改善

- 安全な水道水を安定供給するため老朽管路の布設替えを行います。
- 老朽化が進んでおり、非常用発電設備がなく災害復旧が困難な船生・西古屋・山口の3つの配水区内の施設効率向上と投資の合理化を図るため、船生地区の3水源を1水源に統合する事業を行います。
- 人口減少、物価高等の影響を受け、収益性を改善するため水道料金の改定を検討します。

[主な取組に関する成果指標]

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)		目標値 (令和 12 年度)
石綿管残存率	%	7.4	▶	4
船生水道施設統合進捗率	%	3	▶	100

[主な取組に関する関連個別計画]

計画名	策定年月	計画期間
塩谷町水道事業経営戦略	令和 7 年 3 月	令和 7 年度～令和 16 年度

[所管課]

建設水道課

政策3 豊かな自然の保全と快適な生活環境の整備

施策7 消防・防災体制の強化

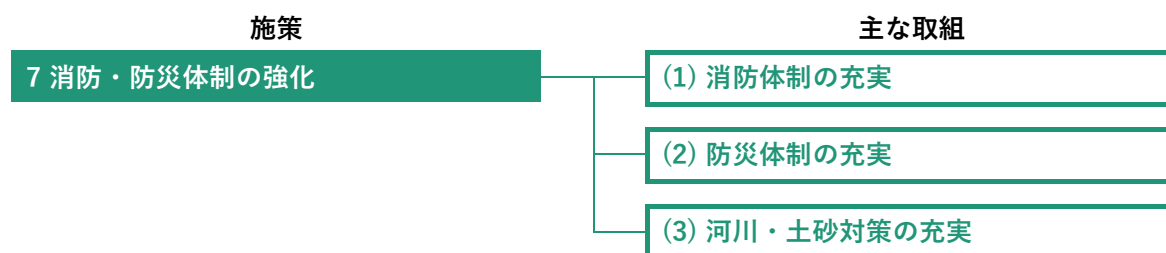
[施策に関する現状と課題]

- 災害時の地域における避難体制の確立や地域での助け合いが重要であり、自主防災力の強化が求められています。
- 消防団や自主防災組織の運営支援を行っていますが、災害時に地域のリーダーとして活動できるよう、平常時からリーダーや担い手の指導、育成が必要となっています。
- 地域防災の要である消防団員を活用した、持続可能な組織体制の再構築の必要性が高まっています。
- 消防施設の維持・整備は順次行っていますが、老朽化した施設・設備も多く、計画的な更新を行う必要があります。
- 災害に対する意識を継続して高めることが必要です。特に、自主防災組織の訓練の実施に際しては、今後も継続的に支援していく必要があります。
- 栃木県指定による土砂災害警戒区域が154ヶ所、土砂災害特別警戒区域が141ヶ所に及ぶため、被害防止への対応が望まれています。
- 孤立可能性集落を優先的に地区防災計画の作成を進め、地域住民による災害対策について議論を加速化させる必要があります。

[施策の基本方]

- ▶ 地震や風水害などの緊急事態が起きても、迅速に対応できるよう、日頃からの予防活動や災害時の情報伝達システムの整備を図るなど、消防・防災体制を強化します。

[施策の体系]



[主な取組]

(1) 消防体制の充実

- 火災発生時に迅速に対応できるよう火災予防の普及を図るとともに、地域における消防団運営と自主防災組織の設立及び運営を支援します。
- 消防施設や消防団の機械器具の更新及び維持管理など設備面での支援を行い、消防体制を充実します。
- 住宅火災の早期発見や、早期避難を図るため、住宅用火災警報器の設置促進を行います。

(2) 防災体制の充実

- 防災に関する行政情報ネットワークにより、県や他市町との連絡調整を行うなど、防災体制の更なる充実を図り、町民に災害情報を容易かつ正確に伝える手段を確立します。
- 災害発生時には被害状況を把握し、関係機関と連絡調整を行い、応急処置方針等を決定するための災害対策本部を設置します。
- 豪雨時に建物浸水や冠水を受ける地域があるため、減災対策の一環として、既存排水路の機能強化や河川への放流計画を推進し、浸水被害の軽減を図ります。

(3) 河川・土砂対策の充実

- 防災ハザードマップの更新による災害に関する知識普及や避難所等の適正配置による避難体制の整備を進めるとともに、関係機関と連携して浸水や土砂災害等の危険箇所の点検を実施します。
- 関係機関との連携により引き続き砂防施設の整備要望を実施するとともに、砂防工事を進め災害防止に努めます。
- 孤立可能性集落を対象に地域住民と協働による、地区防災計画の策定を推進します。

[主な取組に関する成果指標]

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)		目標値 (令和 12 年度)
消防団員数（定数に対する充足率）	%	84.3	▶	100
スマートフォンアプリ登録者数 (インフォカナル、町公式 LINE 登録者数)	人	1,236	▶	4,500
地区防災計画策定数	件	1	▶	11

[所管課]

企画調整課、くらし安全課、建設水道課

政策3 豊かな自然の保全と快適な生活環境の整備

施策8 地域安全の推進

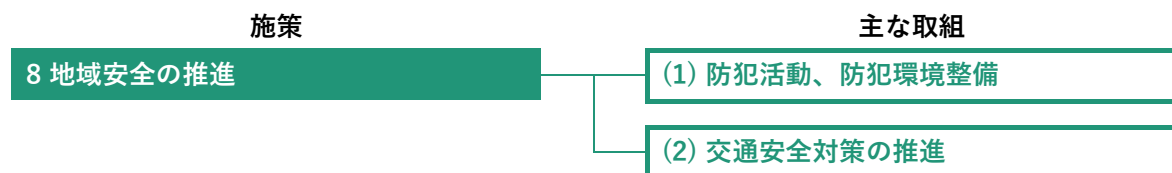
[施策に関する現状と課題]

- オレオレ詐欺等の特殊詐欺の被害が全国的に増えているため、継続的な普及活動が必要です。
- 学校周辺の通学環境については、街路灯が少ない危険通学路もあるので、周辺住民との協働により、安全確保を推進していく必要があります。
- 全国交通安全運動の徹底などにより、全国的には交通事故発生件数は微減傾向にあり、本町でもここ数年死亡事故は発生していませんが、高齢者の交通事故発生件数や、事故に遭う件数は増加傾向にあります。
- 交通安全関係団体は交通安全協会の3支部及び交通安全母の会などがあり、活発に活動が行われているほか、交通指導員により児童生徒の通学時などの安全確保が行われています。今後も、町民総ぐるみの交通安全活動を促進する必要があります。

[施策の基本方針]

- ▶ 安全安心のまちづくりを目指し、防犯思想の普及や地域ぐるみで行う防犯活動などにより、犯罪ゼロ社会を実現します。
- ▶ 交通事故のない安全な地域を目指し、交通マナーに関する啓発活動や交通安全運動などを通し、交通安全を推進します。

[施策の体系]



[主な取組]

(1) 防犯活動、防犯環境整備

- 安心して地域で生活ができるよう、防犯思想の普及啓発や防犯パトロールなどを行い、安全確保対策を行います。
- 特殊詐欺防止機器（電話機等）の購入を補助し、特に高齢者が被害に遭わないよう、啓発します。
- 防犯環境の向上を図るため、街頭防犯カメラやLED型防犯灯の新設及び修繕、更に家庭用防犯設備への助成導入を進めます。

(2) 交通安全対策の推進

- 交通事故のない安全な地域を目指して、広報活動や啓発活動、各季に町民総ぐるみの交通安全運動を実施し、交通安全への意識を高めるとともに、交通事故の発生を防止します。
- こどもが安心して通学できるよう、交通指導員による交通ルールやマナーの指導を実施します。
- 交通ルールやマナー、正しい自転車の乗り方など、交通安全意識の高揚を図るため、高齢者を対象に、交通安全教室や自転車教室等を開催します。
- 道路反射鏡やガードレールなど交通安全施設の設置や維持管理を行い、交通安全対策を推進します。
- 警察や交通安全協会等関係機関と連携を密にします。

[主な取組に関する成果指標]

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)		目標値 (令和 12 年度)
街頭防犯カメラ設置数	基	4	▶	14
交通事故発生件数	件	16	▶	15

[所管課]

くらし安全課

政策 3 豊かな自然の保全と快適な生活環境の整備

施策 9 地球温暖化対策への取組の推進

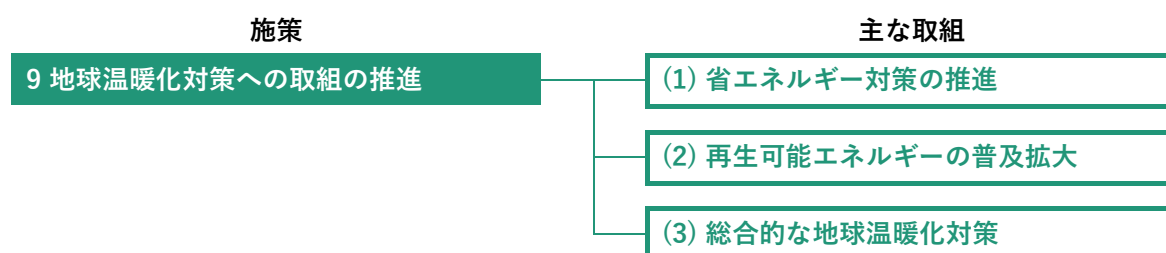
[施策に関する現状と課題]

- 天然資源・化石燃料の使用に比例して地球温暖化は進行し、酷暑や大雨等、その影響は深刻なものとなっています。
- 町では、令和 5 年 11 月 18 日の新庁舎開庁に併せて、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現に向けた取り組みを進めていく「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。
- ゼロカーボンシティ宣言を受け、令和 6 年度より「塩谷町家庭向けゼロカーボン推進事業費補助金」として、再生可能エネルギー発電施設等の設置に対して補助を開始しました。
- 省エネルギー化の取り組みとして、公共施設の照明や防犯灯の LED 化の実施により温室効果ガスの排出量の減少が図られました。
- 令和 5 年度の実証実験を経て、令和 6 年度から「容器包装プラスチックごみ」の分別収集を開始し、サーマルリサイクルを行っています。
- 国が提示した「2030 年までに設置可能な公共施設等の約 50% に再生可能エネルギー発電施設等を設置」という目標に向け、調査・検討を行い、調査結果を踏まえて、今後、年次計画で発電施設等の設置を進めます。

[施策の基本方針]

- ▶ 町民・事業者・町が共に脱炭素への意識を高め、一体となって省エネルギーの積極的な推進や再生可能エネルギーの利活用に取り組み、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します。

[施策の体系]



[主な取組]

(1) 省エネルギー対策の推進

- 省エネルギー性能に優れた新築住宅、リフォームの普及を進めるとともに、適切な省エネ手法について情報提供等を行います。
- 事業者に対して、情報提供、普及啓発を行うことにより省エネ性能に優れた建築物の普及を進めるとともに、エネルギー使用量の把握や省エネルギー性能の高い設備等の計画的な導入を促進します。
- 自動車交通における環境負荷の低減のほか、蓄電、給電機能の活用等、社会的価値にも着目し、EV、FCV、PHEV への転換を促進します。

（２）再生可能エネルギーの普及拡大

- 再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、町が率先して公共施設等への再生可能エネルギー発電設備の導入を行うとともに、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消を推進します。
- 町内の住宅や事業所における再生可能エネルギー電気、熱を自家消費するための設備（太陽光発電、ペレットボイラー等）の導入を促進するため、普及啓発、導入支援をします。
- 町内事業者が発電事業や熱供給事業等に参入することを支援し、併せて町外の事業者の誘致を促進します。

（３）総合的な地球温暖化対策

- 豊富な森林資源や基幹産業である農業分野にも着目し、農業生産活動等による温室効果ガス排出量の削減とあわせた二酸化炭素を吸収する取組を促進します。
- 廃棄物の発生や排出抑制の徹底を図るとともに、適正なりサイクルの促進や廃棄物の焼却処理の抑制を図るため、情報提供、普及啓発を行います。
- 学校や地域、家庭、職場等の様々な場所で、再生可能エネルギー、森林資源の豊かさやそれを活かす取組について学ぶ環境学習の機会の提供に努めます。
- カーボンニュートラル実現のため、森林由来J-クレジットに取り組みます。

【主な取組に関する成果指標】

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)		目標値 (令和 12 年度)
塩谷町家庭向けゼロカーボン推進事業費補助金申請件数（累計）	件	7	▶	81
温室効果ガス排出削減率 (基準年度：平成 25 年度)	%	13.3	▶	50.0
J-クレジット販売支援サービスのホームページアクセス数	件	0	▶	100

【主な取組に関する関連個別計画】

計画名	策定年月	計画期間
塩谷町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	令和 7 年 3 月	令和 7 年度～令和 12 年度

【所管課】

産業振興課、管理課、くらし安全課

政策４ 活力ある産業の振興と就労機会の創出

施策１ 農林業の振興

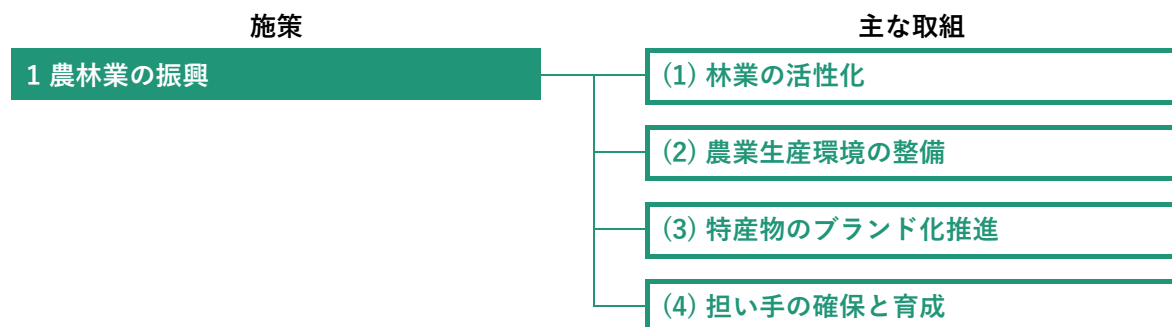
[施策に関する現状と課題]

- 人口減少や産業構造の変化に伴う農林業従事者の高齢化や後継者の不足、遊休農地の増大など、農林業は様々な問題を抱えています。
- 林業活性化のため、基幹林道の整備や改良を充実させる必要があります。また、林道の架かる橋梁の老朽化が進んでいることから適正な維持管理が必要です。
- 農業を取り巻く状況の変化に対応するため、農業の将来を見据え、農地の集約化による生産基盤の強化や新たな農業従事者の育成と確保による経営基盤の安定化を一体的に取り組む必要があります。
- イノシシ・シカ等の有害鳥獣による農作物の被害が増大しています。
- 地産地消を基盤とする販路の拡充や、農産物の付加価値向上に向けて、しおやブランドの開発と確立を図る必要があります。

[施策の基本方針]

- ▶ 豊かな森林資源や中山間地域の環境を守り、活用しながら、活力ある林業・木材産業を振興します。
- ▶ 農業者が生き生きと働くことができ、安定した収入を得られる農業経営を目指し、関係機関、団体などと連携のもと農業生産基盤を充実させるとともに、特産品の創出や地産地消の推進を図ります。

[施策の体系]



[主な取組]

(1) 林業の活性化

- 森林所有者への補助制度などの積極的な活用を推進するとともに、林業関係団体との連携を深め、林業経営を支援します。
- 安全装備品等の導入を支援し、林業従事者の定着と新規就業者の確保を図ります。
- 林業活性化のため、基幹林道の新設改良を行います。
- 林道に架かる橋梁に対するインフラ長寿命化計画に基づき修繕・補強等を実施します。

(2) 農業生産環境の整備

- 国や県の補助事業等を活用し、関係機関と連携して農業基盤の整備と適切な維持管理に努めます。
- 農業の法人化や集落営農組織を育成・支援し、農業経営の効率化を図るとともに、地域農業を支える担い手や多様な経営体へ、各種助成制度の周知など情報提供の充実を図ります。
- 農家の所得向上を図る農産物販路拡大事業として、直接販売や農産物のマッチングを実施するなど、販路拡大を支援します。
- 遊休農地の発生防止と農地の多面的機能を維持するため、中山間地域直接支払制度や多面的機能支払交付金などを活用し、住民と協働により農地の保全に努めます。
- 町内の福祉事業所や地元農業高校等との連携により、農産物の生産・加工・販売活動の活性化を図ります。
- 補助制度を活用し、捕獲活動・生息環境管理・侵入防止柵設置を総合的に実施し、鳥獣被害の減少につなげます。

(3) 特産物のブランド化推進

- 地産地消を基盤とする販路の拡充や農産物の付加価値向上に向けて、しおやブランドの確立を図ります。
- J A や地元の高等学校等と連携するなど、加工品の開発を中心とした農産物等の6次化、ブランド化を図ります。

(4) 担い手の確保と育成

- 農林業を持続的な産業とするため、町内での後継者の支援と育成を図るとともに、町外からの UIJ ターンによる転入者を新規就農林者として受け入れる環境整備に努めます。
- アグリサポート事業として、認定農業者、認定新規就農者等の支援をします。
- 地域の将来ビジョンとなる「地域計画」の実行に向けて、継続的な取組を行い、担い手の確保や農地の集積・集約化を進め、次世代へ引き継ぎます。
- 農業者間の交流を促進し、経営技術などの研修の充実に努めるとともに、経営感覚に優れた担い手の育成と確保に努めます。
- 有害鳥獣駆除を継続的に行うため、若手狩猟者を確保します。
- 畜産農家の経営安定と後継者育成のため支援をします。

[主な取組に関する成果指標]

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)		目標値 (令和 12 年度)
新規就農林者数（累計）	人	4	▶	25
農産物直売所販売額	千円	389,114	▶	400,000
シカ・イノシシ・ハクビシン捕獲頭数	頭	540	▶	600

[主な取組に関する関連個別計画]

計画名	策定年月	計画期間
塩谷町地域計画	令和 7 年 3 月	令和 7 年度～令和 12 年度
塩谷町林道個別施設計画書	平成 31 年 2 月	平成 31 年度～令和 10 年度
塩谷町鳥獣被害防止計画	令和 6 年	令和 7 年度～令和 9 年度
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	令和 3 年 12 月	令和 3 年度～令和 12 年度
塩谷町酪農・肉用牛生産近代化計画	令和 4 年 2 月	令和 3 年度～令和 12 年度

[所管課]

産業振興課

政策4 活力ある産業の振興と就労機会の創出

施策2 商工業の活性化

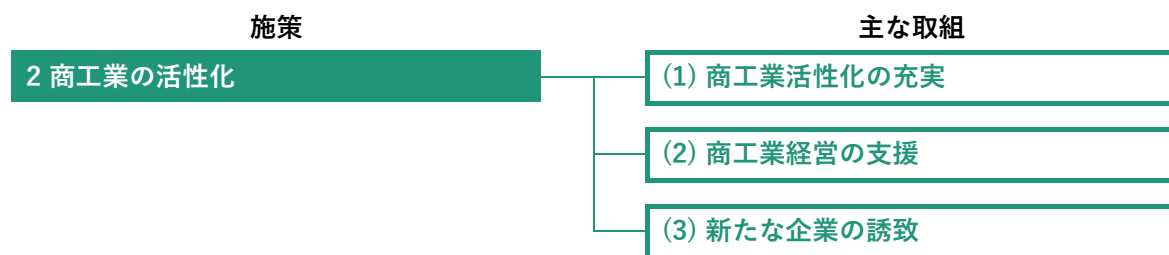
[施策に関する現状と課題]

- 町内を縦横断する国・県道（バイパス）の整備以降、街中の交通量が激減している状況であり、既存の商店数も減少しています。また、年々人口が減少していることや、少子化などにより、商店販売額・地元購買率ともに低くなっています。また、商工会会員も減少傾向にあります。
- 近年の大型店舗への買い物客の集中に加え、既存商店では後継者不足や経営者の高齢化が進み、地域産業の活力低下が課題です。
- 空き店舗が増加しているため、空き店舗を活用した新たな起業機会の創出に取り組む必要があります。
- 工業の振興を図るため、制度資金の情報提供や企業間の情報交換などを積極的に進める必要があります。

[施策の基本方針]

- ▶ 既存の商店街の活性化や新たな企業誘致により、商工業の振興を行います。

[施策の体系]



[主な取組]

(1) 商工業活性化の充実

- 町企業立地連絡協議会を通じた企業間の交流や連携を促進し、技術・情報・人材など経営資源の充実と事業の活性化を支援します。
- 商店の活性化や事業所の発展のため、商工会や商工会主催の事業を支援するとともに、町民の地元消費が増大する施策を支援します。

(2) 商工業経営の支援

- 商工業経営者の安定した社会的経済基盤を構築するため、商工会と連携し、ニーズに応えられる商工業経営を支援します。
- 地域資源を活用した商品の開発や販路開拓の支援等、地域のブランド化を促進するため、地域商社等の設立を検討します。
- 経営者間の交流の場を提供し、積極的な情報交換を促進します。
- 企業の能力開発や商品研究、販路開拓などの支援と、制度資金などの充実した情報提供により経営基盤の強化を促進します。

(3) 新たな企業の誘致

- 雇用の確保と就業者の定住化促進を図るため、町内遊休地や事業用地活用促進制度に登録された民有地などへの企業誘致を図ります。
- 既存の工業団地拡張やインターチェンジへのアクセス等、交通条件が良い地域における新たな産業団地造成等を検討し、新たな企業誘致の機会創出を図ります。

[主な取組に関する成果指標]

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)		目標値 (令和 12 年度)
商工会会員数	人	318	▶	328
新規進出企業数	件	2	▶	4
事業用地活用促進制度登録数	件	0	▶	10

[所管課]

産業振興課、企画調整課

政策4 活力ある産業の振興と就労機会の創出

施策3 地域特性を活かした観光の振興

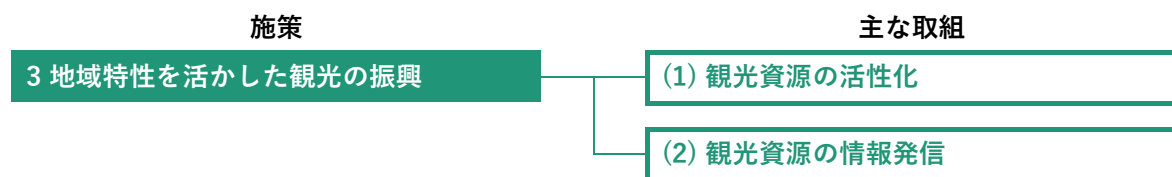
[施策に関する現状と課題]

- 観光施策の取組を強化するうえで、観光協会などの関係機関との連携と組織充実を図る必要があります。
- 佐貫石仏等の町内に点在する歴史・文化遺産を観光資源として有効活用していく必要があります。
- 塩谷町自然休養村センターについて、観光客の拠点や滞在先としてふさわしい施設整備を図る必要があります。
- 尚仁沢湧水や道の駅「湧水の郷しおや」をはじめとした既存の観光資源の魅力を高めるとともに、多様な媒体を利用して情報発信に努める必要があります。
- 観光施設やそれに携わる人が、観光客をあたたく迎える環境づくりが必要です。
- 農林業や商工業、行政等が連携した観光施策の推進が必要です。

[施策の基本方針]

- ▶ 既存の観光資源の整備を進めるとともに、新たな観光資源を発掘し活用することで、魅力的な観光地づくりを推進します。

[施策の体系]



[主な取組]

(1) 観光資源の活性化

- 「おもてなしの心」を持って観光客をあたたく迎えられよう、関係団体を育成するとともに、町全体の気運の向上を図ります。
- 指定管理制度を導入して民間運営となった「湧水の郷しおや」の支援を行うとともに、誘客促進にむけ連携を図ります。
- 佐貫石仏をはじめとする町内に点在する歴史・文化遺産を観光資源として有効活用し、その資源のネットワーク化を図り観光客の周遊性を高めます。
- 農業や自然などの地域資源を活用した体験型観光の充実を図ります。
- 塩谷町自然休養村センターの計画的な改修と維持管理に努め、観光客が満足できる施設として利用促進を図ります。

(2) 観光資源の情報発信

- 尚仁沢湧水をはじめ、観光資源を一体化させた「名水の郷しおや」を PR します。
- 観光ボランティアをはじめ、まちの魅力を紹介や案内できる人材の育成と確保に努めます。
- 町の魅力を広く PR するため、農産物直売所やアンテナショップ等を利用した観光情報の発信に努めます。
- SNS 等を活用した積極的な情報発信を行います。

[主な取組に関する成果指標]

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)		目標値 (令和 12 年度)
観光入り込み客数	人	783,644	▶	800,000
観光 PR ホームページのアクセス数	件	0	▶	42,000

[所管課]

産業振興課、生涯学習課

政策4 活力ある産業の振興と就労機会の創出

施策4 就労機会の創出

[施策に関する現状と課題]

- 町内に就職の場がない、町外に就職する等の理由で転出する方が増えています。
- 後継者不足により店が閉店し、空き店舗が増えています。
- 町民の雇用の場を創出し、地域産業の活性化を図るため、県や関係機関と協力した優良企業の誘致や、時代の流れに対応した起業への支援が必要です。
- 新規企業の誘致と既存企業との連携を強化し、連絡調整を密にして支援体制を構築する必要があります。
- 労働者の生活安定と福祉の向上を図るための制度の周知と、活用促進を図る必要があります。

[施策の基本方針]

- ▶ 就労機会の創出をすることで、就職を理由にした転出者を抑え、新たな転入者を呼べるよう、安心して働ける環境を整備します。

[施策の体系]



[主な取組]

(1) 就労機会の創出に対する支援

- 新たに事業を始める方に対して、ふるさとビジネス創業支援やローカル 10,000 プロジェクト等により起業の支援をします。
- 空き店舗などで新たに事業を行うための改修に対して補助をします。
- 既存の工業団地拡張やインターチェンジへのアクセス等、交通条件が良い地域における新たな産業団地造成等を検討し、新たな企業誘致の機会創出を図ります。
- 企業の能力開発や商品研究、販路開拓などの経営力向上、さらには経営基盤の安定化を図るため、制度資金の充実と支援に努めます。
- 企業間の交流や連携を促進し、事業の活性化に結びつけ生産基盤の拡大の支援を図ります。
- 後継者や地域を活性化するリーダーなどの人材育成をはじめ、起業養成や新たな産業創出を支援します。
- 本町ならではの自然資源を活かした農林業をはじめとする既存産業の振興や、新たな事業等の創出、雇用を促す支援等の取組を進め、あらゆる世代にとって魅力ある就労の場の確保に努めます。
- 勤労者の生活安定と福祉の向上のため、各種制度の周知及び活用の促進を図ります。
- 事業所の振興発展と未組織労働者の環境改善のため、勤労者互助会の加入促進を図ります。

[主な取組に関する成果指標]

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)		目標値 (令和 12 年度)
新規起業者数（累計）	件	3	▶	10
ローカル 10,000 プロジェクト申請件数	件	0	▶	3

[主な取組に関する関連個別計画]

計画名	策定年月	計画期間
第 3 次塩谷町地方創生総合戦略	令和 8 年 3 月	令和 8 年度～令和 12 年度

[所管課]

産業振興課、企画調整課

政策5 持続可能な行財政運営とデジタル社会への対応

施策1 効率的な行政運営の推進

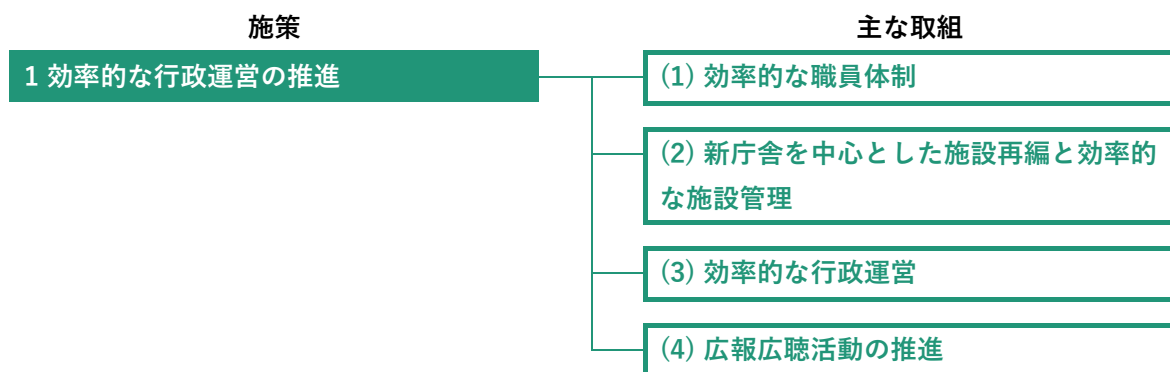
[施策に関する現状と課題]

- 地域の実情に応じた施策の展開と、創意工夫を凝らしたまちづくりを推進していくため、職員一人ひとりが自らの能力や資質を高めていくことが求められています。
- 定員管理計画に基づいた適切な組織を維持していくために、人材確保と育成が必要となっています。
- 町民にとって必要で利便性の高い公共施設等を次世代に引き継いでいくため、総合的な公共施設のマネジメントが求められています。
- 町からの情報提供は町ホームページや広報しおやなどで行っていますが、年齢層によりコミュニケーションの形態が異なっているため、今後の情報提供のあり方を検討する必要があります。
- 少子高齢化や複雑化する社会情勢の変化に対応するため、職員1人あたりの業務量と内容が質的に複雑化しており、業務効率化を図る必要があります。

[施策の基本方針]

- ▶ 将来を見据えた町政を行うため、新庁舎を中心とした公共施設の適正な再編・整備や、柔軟かつ適切な人材育成と庁内組織づくりを進め、効率的な行政運営を推進します。

[施策の体系]



[主な取組]

(1) 効率的な職員体制

- 人事評価システムを効果的に活用し、職員の能力開発や資質の向上を図るとともに適正な人事管理を行います。
- 業務量を的確に把握し、効率的かつ効果的に行政を執り行います。
- 職員の適正や能力・資質に適したキャリアデザインの支援と、合理的で効果的な人事異動により、最も効率的でバランスの取れた人員配置及び組織体制を構築します。
- 役職や勤務年数に応じた、計画的かつ多様な研修の実施により、必要な人材を育成します。
- 職員の精神衛生のケアのため、メンタルヘルス研修の実施や相談体制を充実させます。
- 職員の情報リテラシーを高め、デジタル技術を活用した業務改善・行政改革をけん引するリーダーとなるデジタル人材を育成します。

（２）新庁舎を中心とした施設再編と効率的な施設管理

- 公共施設全般の継続的かつ最適な施設運営のため、公共施設等マネジメント推進委員会等において公共施設等総合管理計画及び公共施設再編計画を見直し、効率的な施設管理を行います。
- 旧庁舎跡地を含む町有財産の有効利活用を図り、遊休化を防ぎます。

（３）効率的な行政運営

- BPR（業務改革）を通じて、非効率的な業務プロセスを見直し、限りあるリソースの有効化を図り、質の高い住民サービスを提供します。
- IT 機器や AI 技術等のデジタル技術を活用し、住民サービスの利便性向上と業務効率化を図るために DX を推進します。

（４）広報広聴活動の推進

- 多くの人が読みやすく、分かりやすい広報誌の紙面づくりに努めます。
- ホームページや町公式 SNS 等を活用し、町民が必要とする情報をより広くタイムリーに情報発信をします。

[主な取組に関する成果指標]

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)		目標値 (令和 12 年度)
各種研修に参加した職員の割合	%	81.9	▶	90.0
建築物系公共施設総量延床面積	%	△2	▶	△10
町公式ホームページアクセス数	件	550 万	▶	1,200 万
町公式 SNS（LINE、Instagram）登録者数	人	935	▶	5,500

[主な取組に関する関連個別計画]

計画名	策定年月	計画期間
塩谷町定員管理計画	令和 5 年 4 月	令和 5 年度～令和 9 年度
塩谷町公共施設等総合管理計画	平成 29 年 3 月	40 年間
塩谷町公共施設再編計画	令和 6 年 2 月	10 年間
塩谷町 D X ビジョン	令和 5 年 4 月	—
塩谷町デジタル人材育成方針	令和 7 年 3 月	—
塩谷町人材育成基本方針	令和 2 年 4 月	—

[所管課]

総務課、企画調整課、管理課

政策5 持続可能な行財政運営とデジタル社会への対応

施策2 健全な財政運営の推進

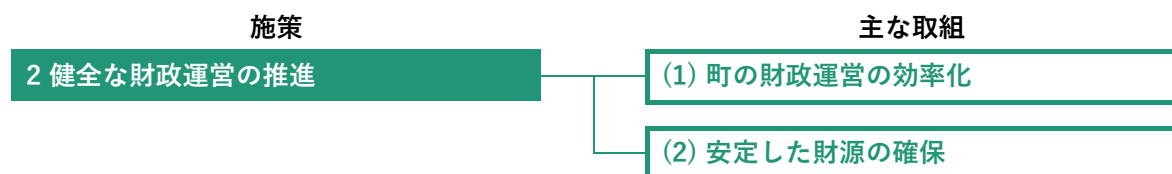
[施策に関する現状と課題]

- 公共施設維持管理・整備に経費がかかってくることが予想されるため、事務事業の選択と集中による予算執行の効率化及び財源の確保を図る必要があります。
- これまでの収納対策の推進により、町税収納率は令和4年度で96.8%と伸びてきましたが、令和6年度は96.6%と若干落ちています。

[施策の基本方針]

- ▶ 町政を将来にわたって安定して経営できるよう、選択と集中による事業の実施や新たな財源の確保などにより、健全な財政運営を推進します。

[施策の体系]



[主な取組]

(1) 町の財政運営の効率化

- 統一的な基準による財務諸表や町債残高などをわかりやすく公表し、町が置かれている財政状況に対する理解を促します。
- 財政状況を把握し、3年間の財政計画を立て、達成に向けて努めます。
- 町債の借入は、交付税措置率の高いものを厳選し、計画的に町債残高を管理します。
- 新規事業を創設する場合は、既存事業の統廃合により財源を確保します。
- 負担金、補助金、扶助費などの移転支出的な経費については、その効果を精査し、見直しを行います。
- 国や県が実施する補助事業を活用し、町の歳出の抑制を図りつつ効果的な事業実施を図ります。
- PPP・PFI等の手法を用いた事業の実施を検討し、事業に係るコストの削減・効率化を図ります。
- 特別会計、水道事業会計においても財源確保や歳出抑制を図り、一般会計からの繰出金を抑制します。

(2) 安定した財源の確保

- 使用料、手数料は適正な受益者負担や公平性を精査し、定期的な見直しを行います。
- 税務行政の円滑な運営を行うため各種研修会や研究部会に参加し知識を習得するとともに、課税に係る情報閲覧環境の向上を図ります。
- 納税意識の高揚を図り、徴税の収納率の向上のために、滞納状態が長く続く場合は戸別訪問、納税相談など、滞納整理の強化を図り均衡ある徴収を行います。
- 税制改正など、納税者に分かりやすい情報提供に努めるとともに、納税者が納税しやすい環境を提供します。
- ふるさと納税や企業版ふるさと納税等を活用し、町の魅力を発信するとともに自主財源の獲得を図ります。

[主な取組に関する成果指標]

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)		目標値 (令和 12 年度)
経常収支比率	%	84.4	▶	70%台
町税収納率	%	96.6	▶	上昇

[主な取組に関する関連個別計画]

計画名	策定年月	計画期間
塩谷町振興計画実施計画財務計画	毎年度	3 カ年度

[所管課]

企画調整課、税務課

政策5 持続可能な行財政運営とデジタル社会への対応

施策3 行政のデジタル化

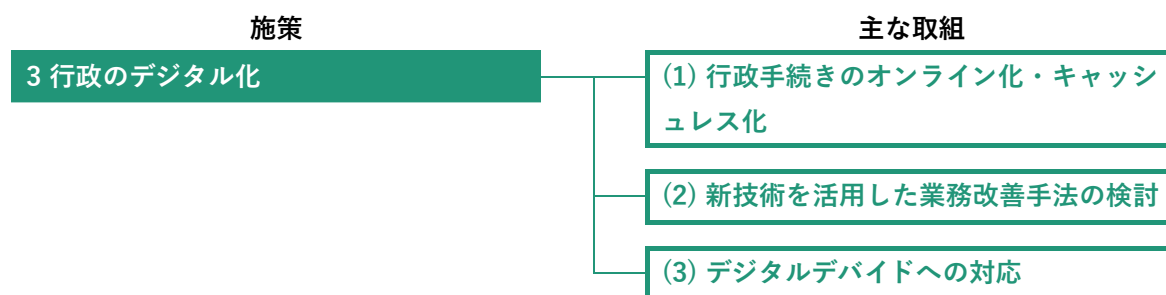
[施策に関する現状と課題]

- 行政手続きのオンライン化を進めていますが、未だに紙や来庁による窓口手続きが多く残存しています。
- デジタルに不慣れな層は、複雑な IT 機器の操作に抵抗感を感じ、使い方が分からない方も多く、デジタル化の恩恵が受けられない状況です。
- 公金収納や窓口での各種手数料の支払いについて、現金決済のみの取り扱いとなっています。

[施策の基本方針]

- ▶ 新たなデジタル技術を活用した、住民ニーズに即した情報・サービスの提供や、行政事務の効率化に向けたシステム・AI・RPA 等の導入を検討します。

[施策の体系]



[主な取組]

(1) 行政手続きのオンライン化・キャッシュレス化

- オンライン申請手続きの利用向上を図ると共に、オンライン申請の対象となる手続きを拡大します。
- コンビニ交付や書かない窓口の普及を推進し、マイナンバーカードの利用による町民の利便性向上を最大限に図ります。
- 窓口での各種手数料及び公金収納においてキャッシュレス決済、オンライン収納を導入します。

(2) 新技術を活用した業務改善手法の検討

- 電子決裁をはじめとする事務のデジタル化に取り組みます。
- 業務の更なる効率化やサービスの向上を図るため、生成 AI の活用を推進します。
- 各種行政データに基づく政策立案(EBPM)を可能にするデータ利活用を推進します。

(3) デジタルデバйдへの対応

- スマートフォンやパソコンの操作が苦手な高齢者等に対して、スマホ相談会の開催やスマホ・パソコン教室等を継続して実施します。

[主な取組に関する成果指標]

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)		目標値 (令和 12 年度)
コンビニエンスストア等による証明書等発行数	件	1,487	▶	2,500
オンライン申請が可能な手続きの種類	種類	17	▶	150

[主な取組に関する関連個別計画]

計画名	策定年月	計画期間
塩谷町 D X ビジョン	令和 5 年 4 月	—

[所管課]

企画調整課、住民課、税務課

政策6 「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちづくりの推進

施策1 移住・定住・関係人口創出の促進

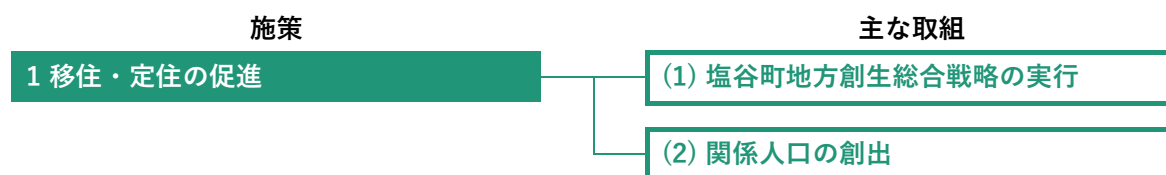
[施策に関する現状と課題]

- 「塩谷町人口ビジョン」（平成28年策定）においては、将来目標人口として「2020年に総人口約11,300人を維持」することを掲げていましたが、令和3年1月1日時点で、総人口は10,804人であり、目標を下回っています。
- 本町の人口は、平成7年以降、自然減及び社会減が進んでおり、子育て環境の充実及び特に若い世代の転出抑制が必要となっています。
- 地方への新しいひとの流れや地方との繋がりをつくるため、関係人口の創出・拡大が求められています。
- 農業・林業等の地域資源や人と人のつながりを活かした都市と農村の交流を行ってきましたが、地域活性化を図るためには、幅広い分野における関係人口の創出など、更なる交流の促進に向けた体制づくりが必要となっています。

[施策の基本方針]

- ▶ 「第3次塩谷町地方創生総合戦略」の実行により、一定規模の人口構成を維持するとともに、本町の魅力を町内外へ発信することで、関係人口の創出を図る。

[施策の体系]



[主な取組]

(1) 塩谷町地方創生総合戦略の実行

- 本町の子育て世帯の負担が少しでも軽減され、こども達が伸びやかに成長することができるよう、経済面・精神面でのサポートや仕事・子育ての両立の支援等を進め、若い世代がこの町でこどもを生み、育てたいと思う環境の充実に努めます。
- 移住コーディネーターを起用して、地域の活性化や移住者の受け入れができる人材を育成します。
- 人口減少を起因とした担い手不足によって地域の活力維持・創出が困難になっている現状を踏まえ、地域の隠れたスキル人材や伝統を取り込んだ塩谷町らしいイベントコンテンツの造成を図り、持続可能な地域の実現を目指します。
- 地域の活性化や課題解決、持続的な発展を目的に活動を展開する組織や団体に対してサポートを行います。
- 結婚を希望する方に対して、出会いの機会や新生活のスタートを経済的にサポートするなど、結婚に向けた取り組みを支援します。

（２）関係人口の創出

- 本町の持つ魅力をさらに高め、町内外へ広く発信しながら、故郷を愛する人達や、本町と楽しく関わりを持ち続けることができる人達を増やし、多くの転入者や来訪者を受け入れることができる環境づくりに努めます。
- 町内の豊富な農村環境を活かして、観光分野とも連携しながら多彩なグリーンツーリズムを支援します。
- 塩谷町に興味がある人や町外に転出した人が、町の地域活動や地域活性化に貢献できるよう、「ふるさと住民登録制度」の導入を検討します。

[主な取組に関する成果指標]

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)		目標値 (令和 12 年度)
年間人口移動数（転入者数－転出者数）	人	△124	▶	△93
移住相談組数	組	35	▶	48
都市と農村の交流参加者数	人	172	▶	300

[主な取組に関する関連個別計画]

計画名	策定年月	計画期間
第 3 次塩谷町地方創生総合戦略	令和 8 年 3 月	令和 8 年度～令和 12 年度

[所管課]

全ての課

第 3 次塩谷町地方創生総合戦略

総合戦略策定にあたって

1 総合戦略策定の趣旨

我が国では、平成20年をピークに人口の減少局面に入り、経済・社会等の多方面に影響を与えるなど、将来を左右する大きな課題となっています。こうした状況から、平成26年には、人口減少・少子高齢化の課題に対し、国と地方が一体となって地方創生を実現するための「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

本町においても、国・県の示す方向性を勘案しつつ、本町の人口の現状や将来展望を示す「塩谷町人口ビジョン」及び「塩谷町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成28年1月に策定し、人口の確保や人口構成の維持に向けた各種施策・事業（ターゲットを見定めた地域ミッション・地域アクション）等を積極的に進めてきました。

こうした経過を踏まえ、今後の各種施策・事業の本格化やさらなる拡充に向け、これまでの「第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略」の成果を検証し、国の新たな動きや社会情勢の大きな変化にも対応しうる、「第3次塩谷町地方創生総合戦略」を策定するものです。

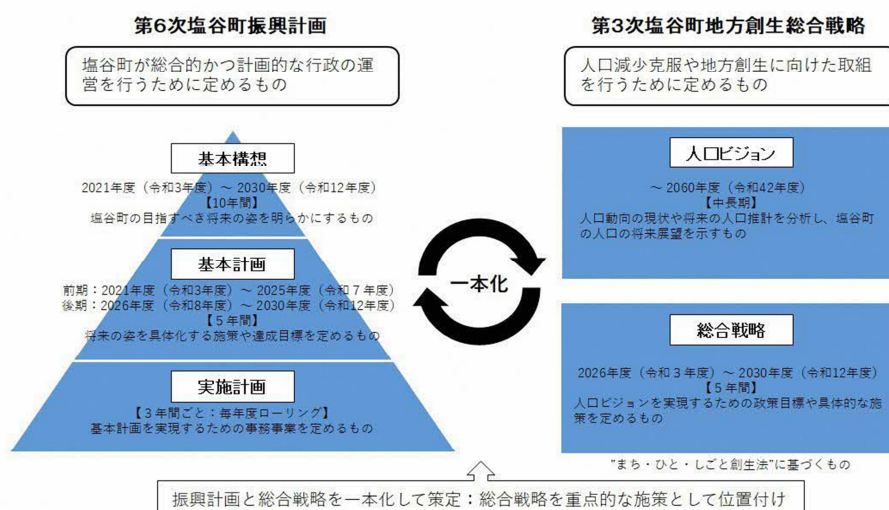
2 「第3次塩谷町地方創生総合戦略」の位置づけ

本町では、まちづくりの指針となる「第6次塩谷町振興計画」（令和3年度から令和12年度）を策定し、「人づくり・暮らしづくり・地域づくり」を基本理念に、「暮らしやすく安全安心なまちづくり」の実現に向け、町の特性（強み・弱み）を踏まえた各種取組を進めるものとしています。

ここに定める「第3次塩谷町地方創生総合戦略」は、国及び県が策定する「第3期総合戦略」と併せ、「第6次塩谷町振興計画」で示される施策の方向性や具体的な取組等との整合性を勘案し、本町における地方創生の推進や人口減少克服に効果のある、今後5年間で重点的に取り組むべき施策・事業等を掲げるものです。

3 計画期間

「第3次塩谷町地方創生総合戦略」の計画期間は、「第6次塩谷町振興計画後期基本計画」との整合を図り、令和8年度から令和12年度までの5年間です。



見直しのポイント

1 人口の動向・将来人口の見通し

「塩谷町人口ビジョン」（平成 28 年策定）においては、人口動向分析や将来人口推計等に基づく人口の現状・課題を整理しつつ、3つの対象（ターゲット）に重点を置いた取組等による人口の将来展望を明らかにし、「第1次総合戦略」計画期間の目標値として「令和2（2020）年の総人口11,300人の維持」を、「人口ビジョン」計画期間の中長期的な目標値として「令和42（2060）年の総人口8,200人の維持」を掲げ、第2次総合戦略においてもこの目標を据え置いて運用してきました。

塩谷町人口ビジョン（平成 28 年策定）における人口の将来展望

【現状と課題】

出生数を死亡数が上回る自然減、転入数を転出数が上回る社会減

- ：15～24歳が高校や大学の進学・卒業及び就職の際に転出超過
- ：25～44歳が子育てや生活の場を選ぶ際に転出超過
- ：15～49歳女性が減少し、合計特殊出生率が低下、出生数がさらに減少



【人口減少の克服とまち・ひと・しごとの創生に向けた基本姿勢】

塩谷町の地域資源を多様な主体の連携により最大限に活用し、根本的課題を解決して人口減少を食い止め、活力ある塩谷町を将来へ受け継いでいく

－ 3つの対象（ターゲット）－

- ❶ 進学・就職を理由とした15～24歳の転出を抑制する
- ❷ 子育て・生活環境を理由とした25～44歳の子育て世帯の転出を抑え、転入を増やす
- ❸ 新たなライフスタイルを志向する25～39歳のU・Iターン者の転入を増やす



【将来目標人口】

3つの対象（ターゲット）に重点を置いた人口動向の改善が達成された結果

－ 第1次総合戦略の計画期間の目標－

平成22年 基準人口

12,560人

令和2年 目標人口

11,300人



一方で、本町の総人口の実績値は平成 27 年時点で 11,495 人（国勢調査結果）と、当該年の目標人口 11,865 人をやや下回り、令和 2 年時点では 10,354 人と下げ止まらず、平成 22 年から 27 年の減少率が 8.5%、平成 27 年から令和 2 年の減少率が 9.9%と、減少幅は拡大しています。

後述の「地方創生」に関する 10 余年の政策の中で、全国的にみても当時目指した水準の実現には苦慮しているところであり、特に出生率の低迷が顕著です。

そこで、第 3 次計画では、合計特殊出生率や社会増減を令和 27（2045）年までに現実的な範囲内の理想の水準に至ることを目指し、それまでに段階的な上昇を目指すことと見直しました。

[合計特殊出生率のマイルストーン]

計画期間内に (令和 1 2 年までに)	中期的に (令和 1 7 年までに)	長期的に (令和 2 7 年) までに
1. 3 5	1. 5	1. 8

[社会増減のマイルストーン]

年度	転入者数	転出者数	人口移動数	改善幅
現状	1 6 1 人	2 8 5 人	- 1 2 4 人	—
令和 1 2 年	1 7 6 人	2 6 9 人	- 9 3 人	
令和 1 7 年	1 9 2 人	2 5 4 人	- 6 2 人	
令和 2 2 年	2 0 7 人	2 3 8 人	- 3 1 人	
令和 2 7 年	2 2 3 人	2 2 3 人	0 人	

今後、新たな人口の中長期的な目標値の達成に向けては、引き続き、出生率の向上による自然増減の改善や、移住・定住人口の増加による社会動態の改善など、人口減少を少しでも抑制していく施策の積極的な展開に努めていきます。

[将来目標人口]

3 つの対象（ターゲット）に重点を置いた人口動向の改善が達成された結果

－第 3 次総合戦略の計画期間の目標－

令和 2 年 基準人口※

1 0, 3 5 4 人

令和 1 2 年 目標人口

8, 1 2 8 人

※参考：住民基本台帳による人口は令和 7 年 1 2 月時点で 9, 4 2 8 人

2 第2次総合戦略の検証

「第2次総合戦略」の検証として、基本目標に応じて設定した4つのターゲットのKPI（重要業績評価指標）に基づく取組の達成状況を検証します。

基本目標

「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちをつくる《移住・定住の促進》

ターゲット①から④の達成率の把握

ターゲット	KPI (重要業績評価指標)	単位	現状値 R1年度	実績値 R6年度	達成度：％ R6年度	目標値 R7年度
① 起業したいひと、新たに 農林業につきたいひと	生産年齢人口の割合	％	56.8	50.5	101.00	50.0
	新規起業数（累計）	人	0	10	50.00	20
	新規就農林者数（累計）	人	0	23	115.00	20
② 地域に関わるひと	移住相談による移住者数 （空き家バンク成約数）	人	0	18	180.00	10
	集落支援員等任用数	人	0	0	0.00	4
	郷土愛醸成プログラム 参加者数	人	0	300	1,500.00	20
③ 子育てをしたいひと、こ ども・子育て中のひと	合計特殊出生率	人	1.32	－	－	1.43
	20代～40代人口	人	3,072	2,487	82.90	3,000
	町民の教育に対する満足度	人	15.3	－	－	30.0
④ 町内に住みたいひと	年間人口移動数 （転入者数－転出者数）	人	-95	-140	50.00	-70
	空き家バンク制度物件 登録数	件	4	23	65.71	35
	公共交通に対する満足度	％	45.7	－	－	60.0

- 合計特殊出生率、町民の教育に対する満足度、公共交通に対する満足度は令和6年度時点では、実績値の把握ができていませんが、事業は計画どおり推進しています。しかし、合計特殊出生率は、令和5年度時点で1.03人となっており、人口減少や若者の都市部への集中等の影響も受け、減少傾向にあるため、減少率を抑制する必要があります。
- 新規起業や新規就農林に関するKPIが目標に達している一方で、人口に関するKPIについては達成率が低く、移住・定住の促進等、人口減少を抑制するための事業検討・見直しが求められる結果となっております。
- 次期戦略では、これまでの取組の達成状況を踏まえ、今後も、より多くの人の移住・定住を促す大きな要因として、快適な住環境の充実に向けた空き家・空き店舗等のさらなる活用や地域公共交通の利用利便の向上等に力を入れていくほか、就労機会の創出につながる実現性や実効性の高い取組に努めていきます。

3 新たな国の動き・視点等

令和2（2020）年度からの第2期総合戦略では、第1期の成果や課題を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の社会変化にも対応する必要が生じました。そこで、第2期では従来の4つの基本目標を継承するとともに、「誰一人取り残さない持続可能な地域社会の実現」に向け、「関係人口の創出・拡大」や「地域経済の好循環の実現」といった横断的視点も取り入れながら、地方創生の深化と再構築が進められました。

また、急速なデジタル技術の進展やライフスタイルの多様化を背景に、政府は令和4（2022）年12月、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を新たに閣議決定しました。これは、デジタル技術を活用して地方の課題を克服し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を実現することを目指すものであり、Society 5.0の理念を地方創生において具現化する重要な国家戦略と位置づけられています。この構想の下では、地域課題の解決と地域経済の活性化を両立させるための取組が求められており、「地方創生2.0」への進化ともいえる、新たなフェーズに入っています。

令和7（2025）年6月13日に閣議決定された「地方創生2.0基本構想」では、今後10年間を見据えた抜本的な方針転換を図っています。人口・生産年齢人口の急減を前提に、官主導から「民」の力を生かす民主主導のまちづくりへと政策の軸足を移し、地域で安心して働き・暮らせる環境整備、稼ぐ力の再構築、人や企業の地方分散促進、AI・デジタルなど新技術の徹底活用、広域リージョン連携の5本柱を掲げています。

また、令和7（2025）12月23日には「地域未来戦略」を推進し、地方が持つ伸び代をいかすことで、国民の暮らしと安全を守り、地方に活力を取り戻すことを目指す「地方創生に関する総合戦略」が閣議決定されました。最新の手引きでは、市町村の役割として、新技術を活用して維持すべき行政サービスの高度化やサービス確保を図る取組を行うとともに、新たな資金の流れを自ら確保する取組、若者や女性にも選ばれる地域づくりなどが求められています。

地方創生の動向

年月	動向
平成 26 年 11 月	「まち・ひと・しごと創生法」公布 地方創生を推進するための基本法。東京一極集中の是正、人口減少対策、地域の活性化を目的とした法的枠組み。
平成 27 年 9 月	「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」「第 1 期総合戦略」策定 地方創生の第 1 ステージ（2015～2019 年度）。 4 つの基本目標：①雇用創出、②人の流れ、③若者支援、④安心な暮らし・地域連携。
令和 2 年 12 月	「第 2 期総合戦略」策定（2020～2024 年度） 第 1 期の成果と課題を踏まえつつ継承・深化。新型コロナの影響を踏まえ、関係人口創出や地域経済循環を重視。2 つの横断的目標（SDGs・Society 5.0 等）を追加。
令和 4 年 12 月	「デジタル田園都市国家構想総合戦略」閣議決定 デジタル技術の活用による地方の利便性・魅力向上を目指す。2023 年度以降の「改訂版第 2 期総合戦略」として位置づけ。デジタル実装、地域課題の解決、地方移住・起業支援などが柱。
令和 7 年 6 月	「地方創生 2.0 基本構想」閣議決定 地方創生の再構築（第 3 ステージ）。今後 10 年を見据え、人口減少社会における「民主導型」のまちづくりへ転換。 5 つの柱：①地域で暮らす環境整備、②地域の稼ぐ力の強化、③地方への人と企業の分散、④新技術活用、⑤広域連携。
令和 7 年 12 月	「地方創生に関する総合戦略」閣議決定 地方経済の持続性を確保するためには、国内外の需要を地方に取り込み、『稼げる』地方経済が形成されることを重要視。さらに地域経済の活性化に力点を置いた「地域未来戦略」の策定が予定されている。 3 つのインパクト：①強い経済、②豊かな生活環境、③選ばれる地方

地方創生の動向

	第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020)	デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023)	地方創生に関する総合戦略(2025)
目的	地方創生の第2段階として、人口減少・東京一極集中の是正と地方における魅力ある雇用・暮らしの創出を図り、持続可能な地域社会を実現。	前戦略を抜本改訂し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」をデジタルの力で実現しつつ、一極集中是正と地域課題解決・成長の両立を図る。	これまでの地方創生の取組をフォローアップしつつ、「強い経済」「豊かな生活環境」「選ばれる地方」の3インパクトの実現を通じて、地方創生2.0を推進する総合的な実施戦略。
計画の特徴・方向性	第1期の4目標を引き継ぎつつ、「稼ぐ地域」「地方とのつながり」「結婚・出産・子育て」等を再整理し、KPIとPDCAを強化した第2期の枠組み。	第2期総合戦略をデジタル田園都市の枠組みに衣替えし、デジタル基盤整備、人材育成、「誰一人取り残さない」デジタル社会を横串にした5か年計画	「地方創生2.0基本構想」を実施段階に落とし込む戦略として位置付け、「好事例の普遍化」「点から面への展開」「多様なステークホルダー連携」を基本姿勢に、既存施策の統合・再設計を重視。
施策の方向性	1 稼ぐ地域づくりと安定した雇用創出、2 地方とのつながり構築と新しい人の流れ、3 結婚・出産・子育て支援、4 安心な暮らしと地域間連携など、4目標に沿った分野別施策と数値目標を設定。	デジタル基盤整備（通信・クラウド等）、デジタル人材育成・確保、「誰一人取り残さない」利用支援を前提に、産業・観光・医療・教育・行政サービス等各分野でのDXを推進するロードマップ型施策	「強い経済」「豊かな生活環境」「選ばれる地方」をインパクトとし、それに対応するアウトカム・KPIを設定しつつ、政府関係機関や本社機能の分散、関係人口の量・質の拡大、地域イノベーション創出等をパッケージで展開。

基本目標とターゲット

総合戦略策定の基本的な考え方や見直しのポイント等を踏まえつつ、塩谷町における一定規模の人口確保や年齢層のバランスが取れた人口構成の維持を目指すための基本目標を以下に掲げます。

基本目標

「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちをつくる《移住・定住の促進》

基本目標である「移住・定住の促進」の実現に向け、見定めるべき大きなターゲット（対象となる“ひと”）と、それぞれの達成目標及び想定される支援内容を以下に掲げます。

ターゲット

ターゲット① 起業したいひと、新たに農林業に就きたいひと

〔達成目標〕 働く世代の増加、既存産業の継承

〔アクション〕 就労機会を創出する

ターゲット② 地域に関わるひと

〔達成目標〕 移住者・関係人口の増加、定住・Uターン促進

〔アクション〕 地域の魅力を向上し関係人口を創出する

ターゲット③ 子育てをしたいひと、こども・子育て中のひと

〔達成目標〕 子育て世代の定住、こどもの増加

〔アクション〕 生みやすさ・育てやすさを充実させる

ターゲット④ 町内に住みたいひと

〔達成目標〕 全世代の転出抑制、安全・安心な生活環境の提供

〔アクション〕 快適な住環境を整備する

ターゲット別の事業展開

先に掲げたターゲット（対象となる“ひと”の）別に、それぞれの達成目標や支援内容、想定される実施事業等を定めるとともに、取組の実効性を把握するための KPI（重要業績評価指標）等を以下のように設定します。

ターゲット① 起業したいひと、新たに農林業に就きたいひと

〔達成目標〕 働く世代の増加、既存産業の継承

〔アクション〕 就労機会を創出する

本町ならではの自然資源を活かした農林業をはじめとする既存産業の振興や、新たな事業等の創出・雇用を促す支援等の取組を進め、あらゆる世代にとって魅力のある働く場の確保に努めます。

〔数値目標〕

指標	現状値	目標値
新規就業者数（５年間累計）	１０人	３０人

〔実施事業〕

① 新たな起業への支援

地域資源を活かした新たな事業の起業を支援することにより、特色ある産業と雇用を創出します。

- ふるさとビジネス創業支援事業

地域資源を活かした新たな事業を始める方が行う商品開発や販路拡大等の取組に対して補助します。

- 地域経済循環創造事業（ローカル 10,000 プロジェクト）

町内の地域資源を活用した先進的かつ持続可能な事業化の取組みに対して、地域の金融機関等と連携を図りながら補助をします。

- （仮称）まちづくりセンター整備事業

町内で新たに起業や飲食店の開業をしようとする人、地域活性化事業に取り組もうとする人などの拠点として、（仮称）まちづくりセンターの整備を検討します。

② 農林業への就業支援

本町の基幹産業である農業及び林業への就業を支援することにより、農林業の振興や雇用を創出します。

- 林業従事者支援事業

ＵＩＪターンにより林業に従事しようとする方の林業に関する資格取得や、町内居住のための家賃等に対して補助します。

- 農業従事者支援事業

就農に必要な農業技術の習得や農地取得について、就農希望者と町内農業者とをつなぐ仕組みを構築します。

③ 商工業の振興支援

中小企業を支援するとともに、様々な求職・求人に対応することにより、安定した雇用を創出します。

- 中小企業融資振興資金

中小企業者が納付する信用保証料を町が補助します。

- 事業用地等活用促進事業

遊休地となっている町有地や民有地の情報を収集・公開し、町内で新たに事業を展開しようとしている個人・団体の用地取得の支援をします。

- 既存工業団地の拡張及び新たな産業団地の造成

新たな企業誘致を促進するため、既存の工業団地の拡張、新たな産業団地の造成を検討します。

KPI（重要業績評価指標）

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)		目標値 (令和 12 年度)
移住相談組数	組	35	▶	48
都市と農村の交流参加者数	人	172	▶	300

■担当課

産業振興課、企画調整課

ターゲット② 地域に関わるひと

[達成目標] 移住者・関係人口の増加、定住・Ｕターン促進

[アクション] 地域の魅力を向上し関係人口を創出する

本町の持つ魅力を更に高め、町内外へ広く発信しながら、故郷を愛する人達や、本町と楽しく関わりを持ち続けることができる人達を増やし、多くの転入者や来訪者を受け入れることができる環境づくりに努めます。

[数値目標]

指標	現状値	目標値
転入者数（年間）	161人	176人

[実施事業]

① 地域の魅力向上

（仮称）まちづくりセンターの設置や各種団体の自立を促すことにより、地域コミュニティを活性化し、魅力を向上させます。

- 自立のまちづくり応援交付金事業

集落や各種団体等が自主的に実施するまちづくりの取組に対して補助します。

- グリーンツーリズム活動支援事業

町内の豊かな資源を活用した農村地域における体験型都市交流を実施し、地域の活性化を図ります。

- （仮称）まちづくりセンター整備事業

町内で新たに起業や飲食店の開業をしようとする人、地域活性化事業に取り組もうとする人などの拠点として、（仮称）まちづくりセンターの整備を検討します。

- 地域商社等のまちづくり拠点整備事業

地域の魅力発信や観光の促進等を担う組織として、地域商社等の拠点整備を検討します。

② 定住・Ｕターンの促進

若い世代の郷土愛を醸成することにより、町への定住及び将来のＵターンに繋げるとともに、Ｕターン希望者には各種サポートを行います。

- ふるさと大好きしおやっ子育成事業

児童生徒において郷土愛の醸成やキャリア形成につながるよう、本町の自然や産業、文化等に関する各種体験活動プログラムを作成し、実施します。

- 郷土愛醸成事業（高校生地域定着促進モデル事業）

将来的な転出抑制、Ｕターン増加に繋げるため、町内子ども等が地域の魅力を発掘し郷土愛を醸成できる事業を実施します。

- 移住定住促進住宅取得等支援事業

町内で新築住宅や中古住宅を取得し、５年以上定住する意思がある人に対して、住宅取得の補助をします。

- 移住定住促進住宅地整備事業

移住定住希望者や子育て世帯向けの住宅用分譲地の整備を図り、定住促進を図ります。

③ 移住者の受け入れ体制の整備

本町の魅力を発信することにより、本町に関わりを持ってくれる人を創出するとともに、移住希望者に対しては移住しやすいよう支援を行います。

- 移住定住支援センター運営事業

移住定住支援センターに配置した移住コーディネーターが、本町の魅力や本町に移住を希望する方への情報の発信、移住前後における相談や定着をトータル的に支援します。

- 地域おこし協力隊設置事業

町外の人材を地域おこし協力隊として登用し、隊員の持つ能力や情熱を発揮させることで地域の活性化を促進します。

- 地域活性化起業人の活用

民間企業等の外部人材と連携して、地域活性化やデジタル人材による町内のデジタル化を促進します。

KPI（重要業績評価指標）

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)		目標値 (令和 12 年度)
年間人口移動数（転入者数－転出者数）	人	△124	▶	△93
移住相談による移住者数	人	3	▶	21
郷土愛醸成プログラム参加者数	人	6	▶	15
住宅用分譲地区画数	件	0	▶	6

担当課

企画調整課、産業振興課、生涯学習課、学校教育課

ターゲット③ 子育てをしたいひと、こども・子育て中のひと

[達成目標] 子育て世代の定住、こどもの増加

[アクション] 生みやすさ・育てやすさを充実させる

本町の子育て世帯の負担が少しでも軽減され、こども達が伸びやかに成長することができるよう、経済面・精神面でのサポートや仕事・子育ての両立の支援等を進め、若い世代がこの町でこどもを生み、育てたいと思う環境の充実に努めます。

[数値目標]

指標	現状値	目標値
出生数（年間）	22人	30人

[実施事業]

① 出産に対する支援

出産に対する各種支援を行うことにより、こどもの出生数の増加を促進します。

- 不妊治療補助事業

不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、その費用の一部を補助します。

- 妊産婦の健康支援

妊産婦が安心して出産を迎え子育てに臨めるよう、全ての妊婦との面接により支援計画を作成するとともに、定期的な健康診査を実施します。

② 子育てに対する支援

0歳～18歳までのお子様を対象とした各種支援を行うことにより、子育てしやすい環境を整備します。

- しおやっこ応援金支給事業

町内の子育て世帯に対して、こどもの出生時に子育て支援金の支給を実施します。

- 乳幼児サポート事業

発達や健康面に心配がある乳幼児の保護者に対して、定期的に健康相談や家庭訪問を実施し、乳幼児の健全な成長と保護者の不安解消を図ります。

- ファミリーサポートセンター事業の設置

ファミリーサポートセンター事業を設置し、一時預かりなどの子育てサービスについて、支援したい人と受けたい人とのマッチングを図り、地域ぐるみでの子育て支援を促進します。

- 学童保育の実施

共働き世帯等の子育てを支援するため、各小学校区で学童保育を実施するとともに、学校施設の再編に合わせて学童施設の集約等、運営内容の見直しを図ります。

- こども医療費補助事業

子育て世帯の経済的負担を軽減し、次世代の健やかな成長を図るため、18歳までのこどもに対して医療保険適用の疾病に係る医療費等を助成します。

③ 教育に対する支援

義務教育期間中や、その後の進学を支援することにより、若い世代が安心して教育を受けられる環境を整備します。

- 中学校進学祝い金事業

中学校へ進学する子を持つ保護者に対し町商品券を支給します。

- 中学生海外派遣・イングリッシュキャンプ事業

異文化・語学等への関心向上や国際的視野を広げるため、中学生の海外派遣やイングリッシュキャンプを実施します。

- 奨学金貸与制度

子育て世帯の経済的負担を軽減し、町の将来を担う若者の修業を支援するため、高等学校、専門学校及び大学等に在学・進学する方に対して奨学金を貸与します。

- 検定費用補助事業

目的意識を持ち学習意欲の向上を図るため、実用英語技能検定や日本漢字能力検定等の周知を行い、検定費用の補助を行います。

- 放課後サポート事業

ステップアップ学習塾、放課後遊び等で学力、体力の向上を図ります。また、関係課と連携し、地域の「ひと・もの・こと」に触れる機会の充実を図ります。

KPI（重要業績評価指標）

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
不妊治療助成件数	件	3	8
しおやっこ応援金支給件数	件	31	35
各種検定の受験者数割合（4 年生以上）	%	6.1	30.0

担当課

健康生活課、学校教育課

ターゲット④ 町内に住みたいひと

[達成目標] 全世代の転出抑制、安全・安心な生活環境の提供

[アクション] 快適な住環境を整備する

先人達から引き継がれてきた、利便性の高い豊かな暮らしに係る既存のまちづくり資源・ストックを守り、活かしながら、若者からお年寄りまで、すべての世代が住み続けたいと思える、安全かつ快適な生活基盤や居住環境の形成に努めます。

[数値目標]

指標	現状値	目標値
転出者数（年間）	285人	269人

[実施事業]

① 全世代が住みやすい住環境の整備

町内に住みたい方、住み続けたい方に対して、住環境の確保を支援することにより、全世代の町内への定住を促進します。

- 移住定住促進住宅地整備事業

移住定住希望者や子育て世帯向けの住宅用分譲地の整備を図り、定住促進を図ります。

- 住宅リフォーム補助

町内業者を利用して行う快適で利便性の高い住宅へのリフォーム工事費用を補助します。

- 合併処理浄化槽設置補助

自然環境にやさしく、生活衛生の向上に資する合併処理浄化槽の設置工事費を補助します。

② 空き家の有効活用

町内の空き家の有効活用を図ることにより、入居希望者の町内定住を促進するとともに、特定空き家を適正に管理し、環境を守ります。

- 空き家バンク制度

空き家の空き家バンクへの登録を促進するとともに、各種情報ツールを活用して紹介し、希望する方へのマッチングを行います。

- 空き家改修事業補助

空き家バンクに登録された空き家の購入者等が行う改修に対して補助します。

- 特定家屋等の管理、指導及び解体・除却への助成

地域の景観維持や防犯・防災等を向上するため、空き家管理条例を制定し、既存住宅の解体等に対して助成します。

③ 高齢者が住みやすい生活環境の整備

公共交通網が乏しい本町において、特に高齢者の移動手段や代替手段を確保することにより、安心して快適に暮らせる生活環境を整備します。

- 公共交通対策事業

デマンド交通の機能拡充や公共ライドシェアの導入等を検討し、利便性の高い新たな公共交通システムを構築します。

- 地域医療確保事業

医療機関の減少や医師の高齢化に対して、地域医療を維持するためオンライン診療やマルチタスク車両（医療・福祉 MaaS）の活用を促進します。

KPI（重要業績評価指標）

指標名	単位	現況値 (令和 6 年度)		目標値 (令和 12 年度)
年間人口移動数（転入者数－転出者数）	人	△124	▶	△93
空き家バンク制度物件登録数（累計）	件	23	▶	40
デマンド交通年間利用者数	%	8,127	▶	9,200

担当課

企画調整課、建設水道課、くらし安全課、健康生活課

進捗管理

第3次塩谷町地方創生総合戦略の進捗にあたっては、4つの目標の達成に必要なKPI（重要業績評価指標）を設定し、PDCAサイクルにより、その達成状況や事業実施状況を客観的、定期的に検証・評価しながら必要な追加や見直しを行っていきます。検証・評価にあたっては、外部有識者等による組織（塩谷町地方創生総合戦略策定委員会）により行います。



資料編

資料編

資料編

資料編

各種アンケート調査結果

1 調査目的

新しい計画づくりにあたり、これまで進めてきた施策の成果や今後重視すべき事業等の取組、あるいは将来の町の目指すべき姿などについて、町民のみなさんのご意見をお聞かせ願いたく、アンケート調査を実施しました。

2 調査対象

- 町民アンケート：塩谷町にお住まいの18歳以上の方から無作為に抽出した1,050名
- 若者アンケート：塩谷町にお住まいの12歳以上18歳未満の方210名
- 転出者アンケート：過去5年間に塩谷町から転出された方から無作為に抽出した500名

3 調査方法

郵送による調査票の配布回収及びWEB回答による回収

4 調査期間

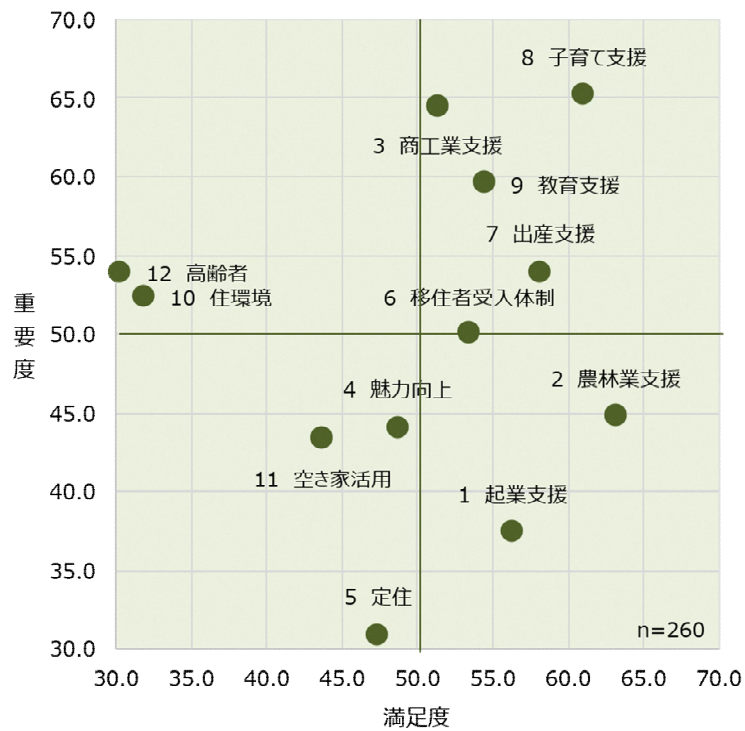
令和7年6月11日～令和7年7月14日

5 調査結果

政策評価

現行の総合戦略に基づき進めてきた政策の重要度・満足度を集計したところ、農林業支援や子育てに関する政策が高い満足度となっています。

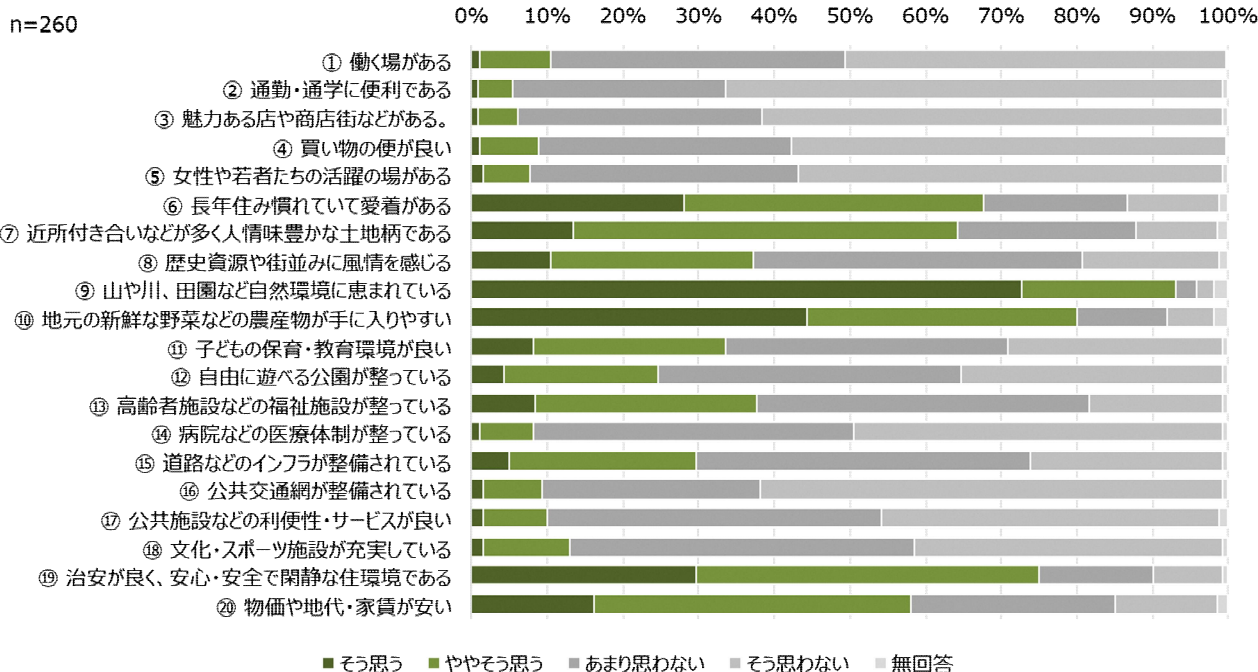
一方、高齢者や住環境に関する政策が「重要度が高く満足度が低い」喫緊性の高い象限に位置しています。



住み心地

<町民>

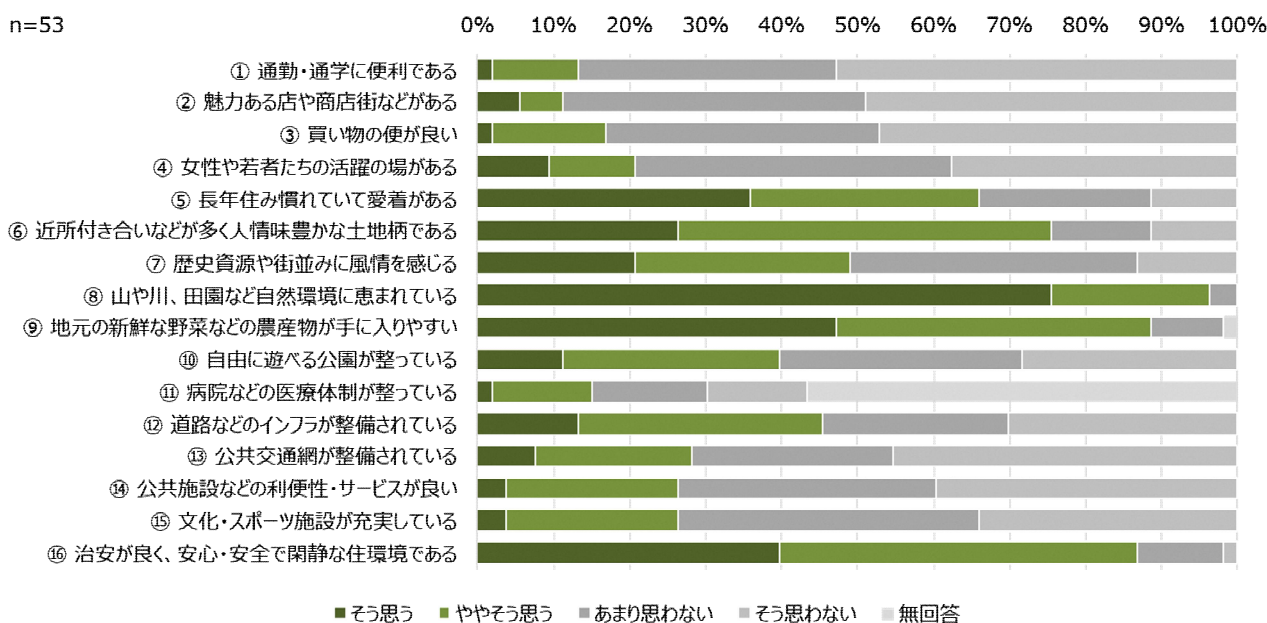
自然環境や農産物、愛着や人情味、治安等についてポジティブな結果となっています。



<若者>

高い割合となった選択肢は概ね大人と一致しています。

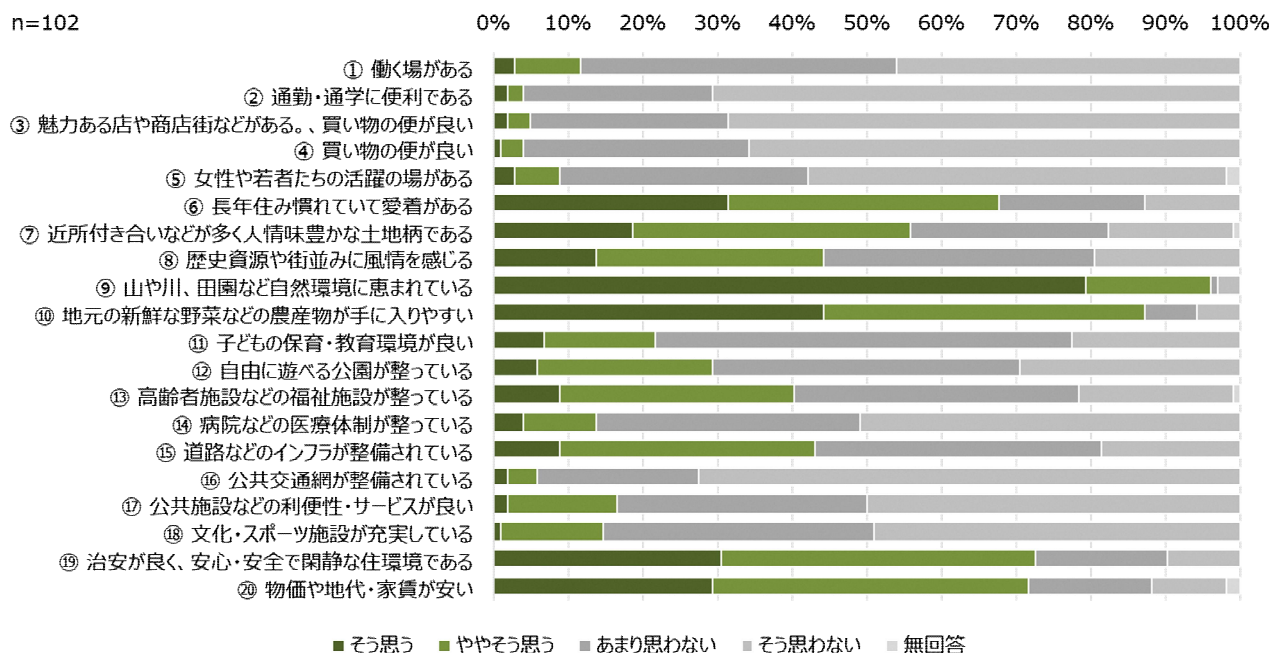
全体的に大人と比較するとやや高くなっており、特に道路等インフラが高いことから、運転する車両の違い（車と自転車）によって所感が分かれていることが想像されます。



<転出者>

町民と概ねどのような構成となっており、現在も住み続けている方と既に転出されている方の所感に大きな乖離は確認できません。

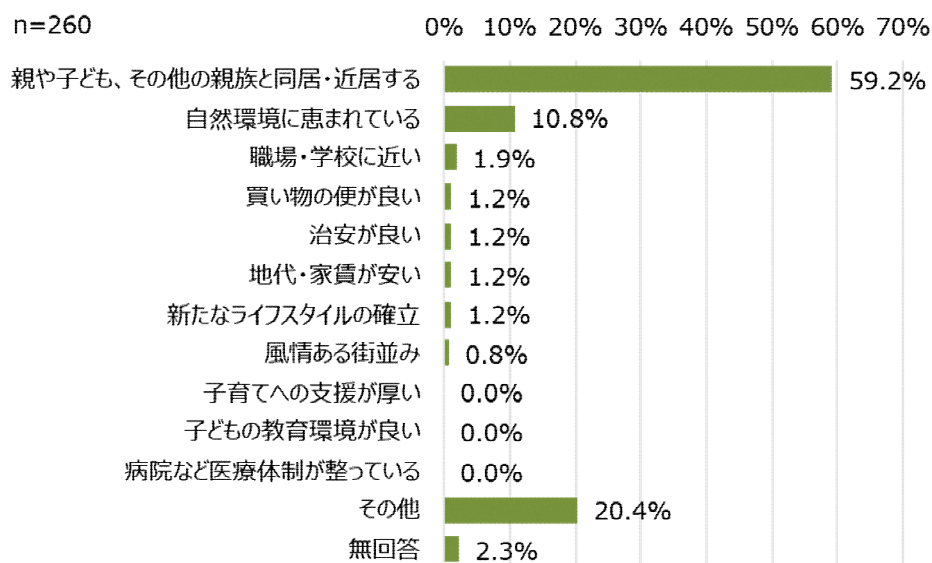
n=102



居住地選択の理由

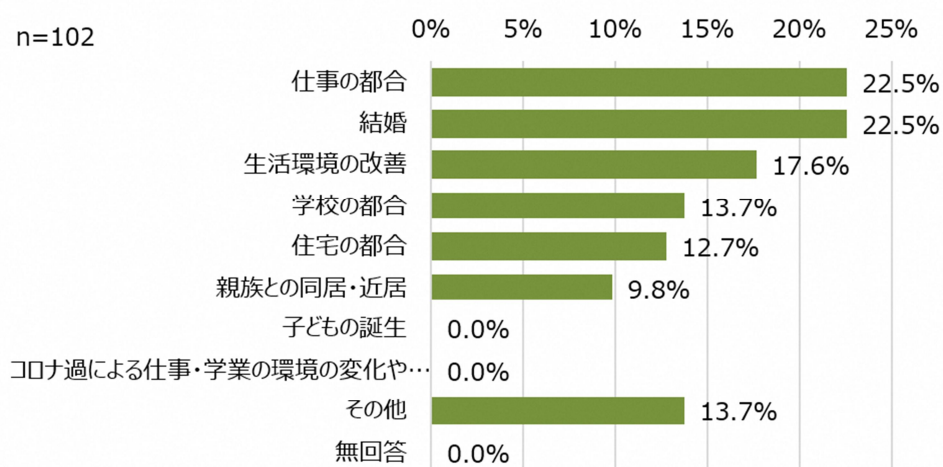
<町民>

塩谷町に住んでいる理由は、家族との同居のためがほとんどを占めています。



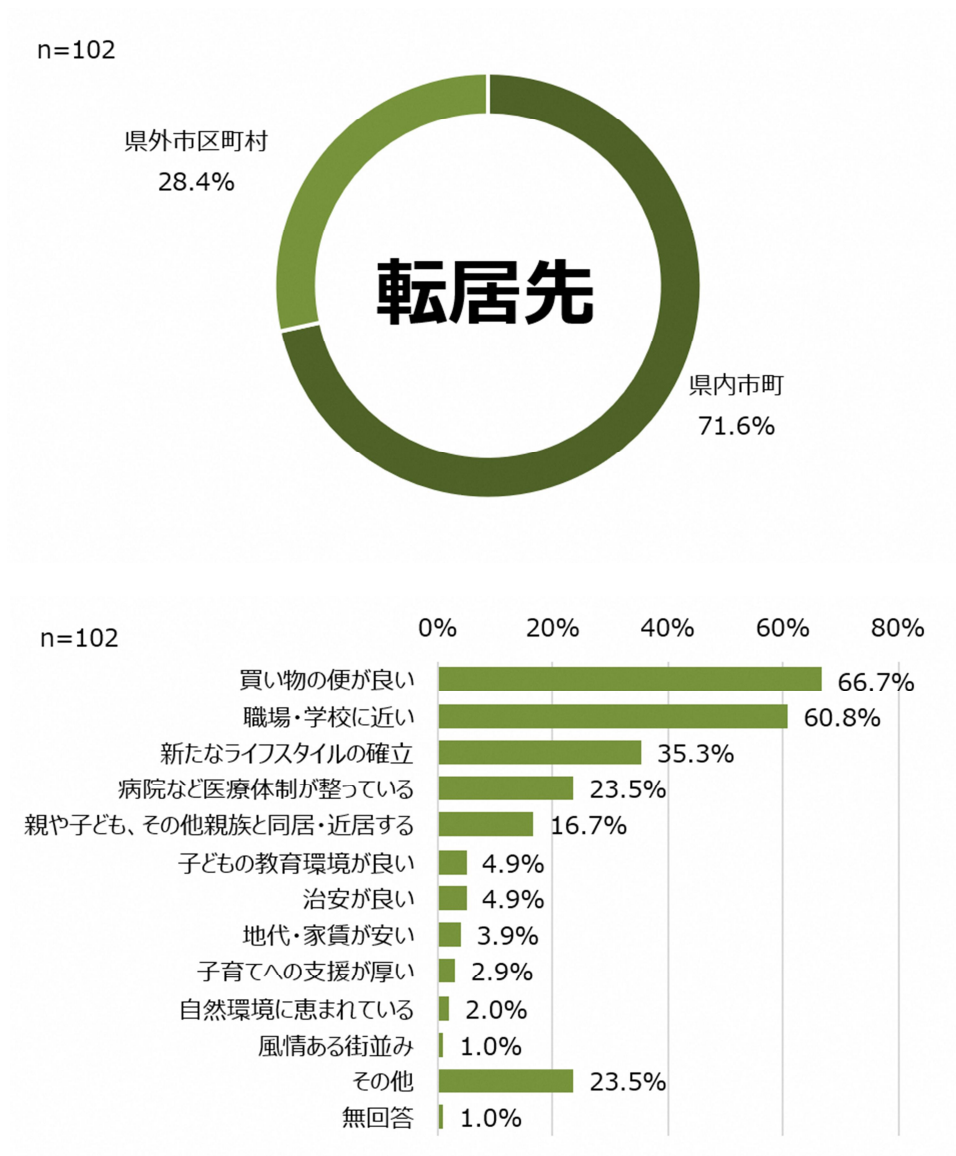
<転出者>

塩谷町から町外に転出する理由は仕事の都合や結婚等、ライフステージの移り変わりに応じた理由が上位に挙がっています。



転居の実態

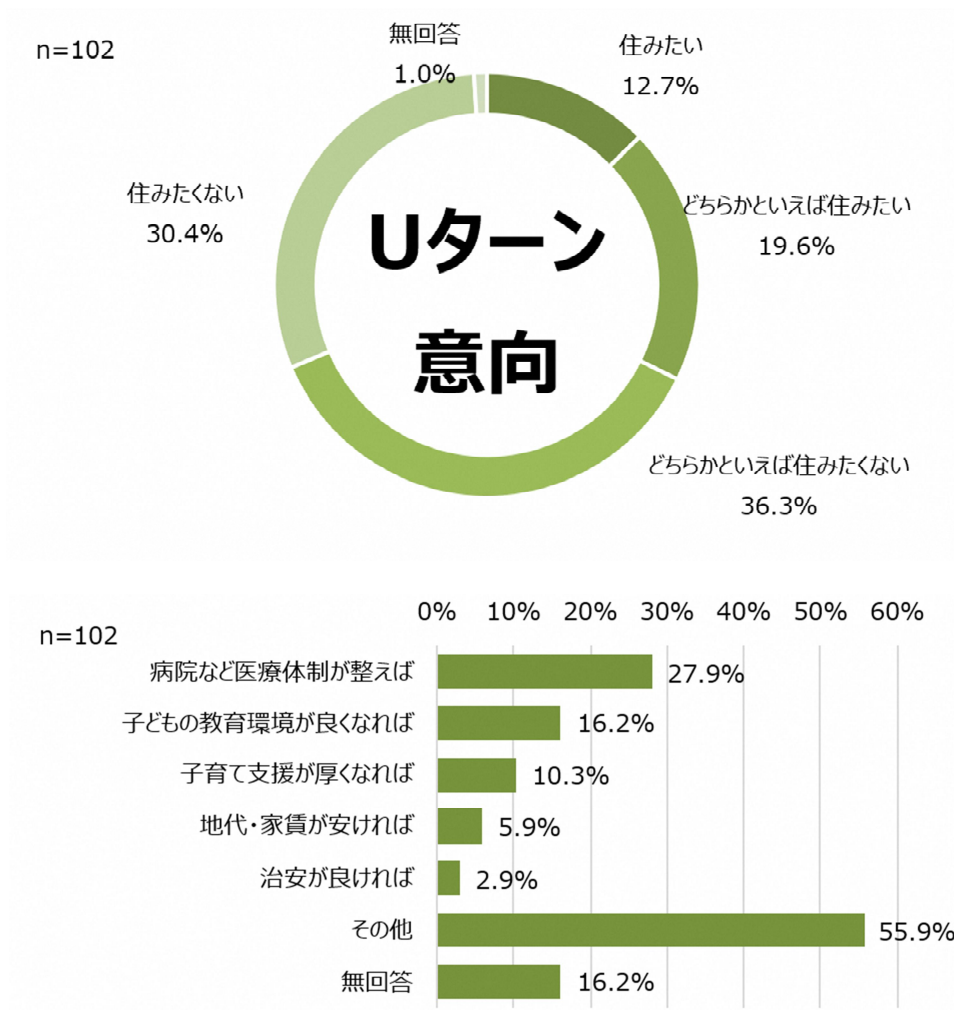
転居先は県内市町が約7割と多い状況です。転居先を決めた主な理由として、職場・学校へのアクセスや新たなライフスタイルの確立以上に、買い物の便がいいことが最も高くなっており、塩谷町における買い物環境に対する不満の裏返しとも考えられます。



Uターン意向

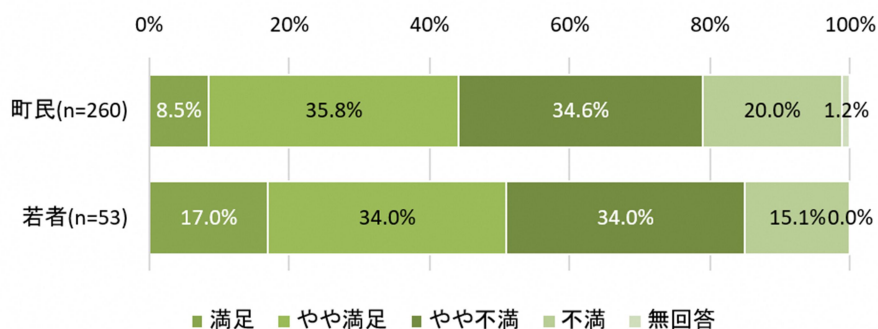
機会があれば塩谷町にもう一度住みたいと思う方の割合は約3割と、Uターン意向は低い状況です。

住みたくないと回答した方が、塩谷町に一度住みたいと思えるための条件は、医療体制の整備が最も高い状況です。



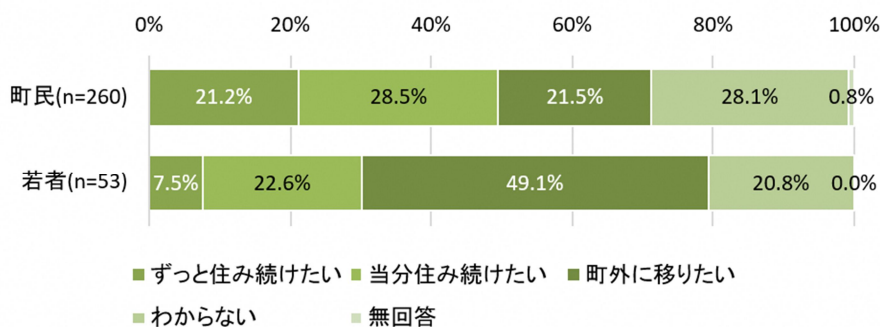
町への満足度

塩谷町での生活への満足度をみると、若者は50%を超えているものの、町民では50%を下回っている状況です。



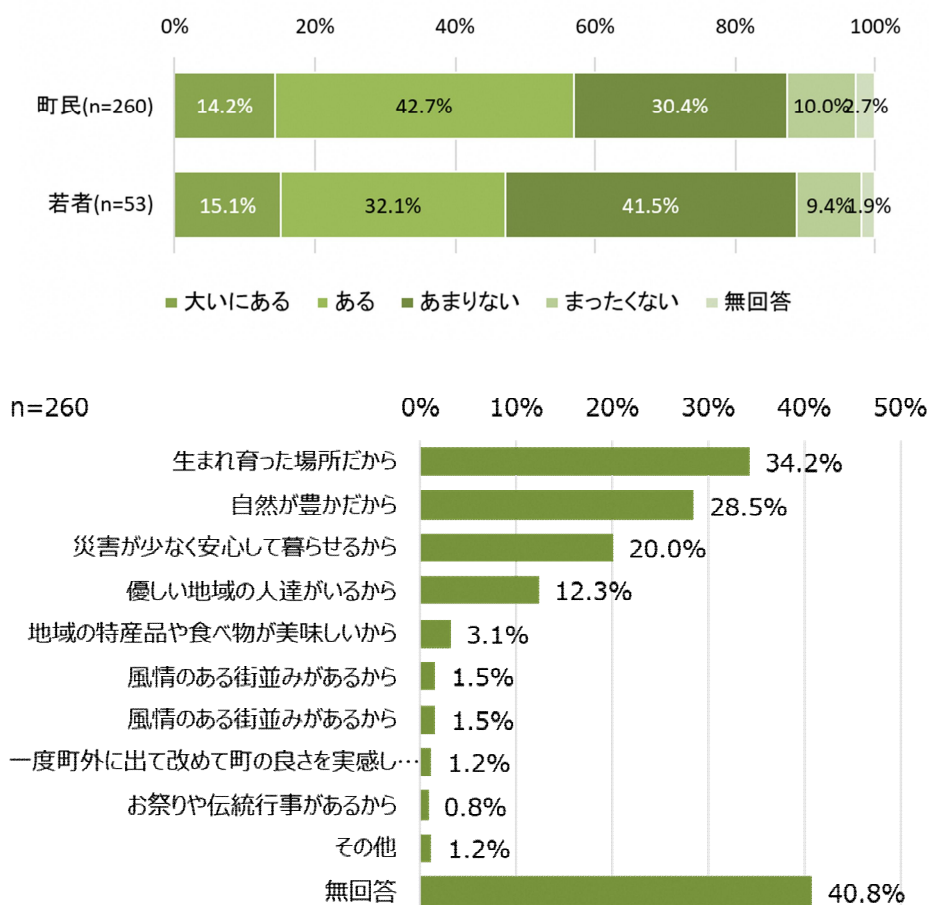
定住意向

定住意向は、満足度とは逆の構図で、町民は約半数が定住意向を示しているものの、若者では約3割程度に留まっています。



郷土愛

郷土愛の有無では若者・町民共に概ね同様の構成となっていますが、町民のほうがやや高い状況です。郷土愛を持っている理由をみると「生まれ育った場所」であることが最も高い要素となっていることから、過ごす時間と比例して深まっていくことが見て取れます。



第 6 次塩谷町振興計画後期基本計画

(令和 8 年度～令和 12 年度)

第 3 次塩谷町地方創生総合戦略

(令和 8 年度～令和 12 年度)

発行 令和 8 年 3 月

塩谷町企画調整課

〒329-2292

栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生 955 番地 3

TEL 0287-45-1112

FAX 0287-41-1014